

## 中国における問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	サービス分野への外資参入規制	・中国ではクラウドサービス事業を行う場合、ICP(事業者ライセンス)の取得が必要となる。理論上ではどの企業も正式に申請すれば取得できるが、実態として日系企業で取得した実績なし。サービス提供はライセンスを有するローカルクラウド業者を活用し、かつ契約窓口とせざるを得ず、当該企業のリサーチ・契約ともハードルが高い。	・事業者ライセンス取得に関する規制の透明性向上。相手国政府に対し、当該事業者ライセンスの取得に必要な事項等の詳細説明とサービスを可能とする手順の提示を要望して頂きたい。	・インターネット情報システム管理弁法 ・経営性ICPライセンス
	日鉄連	(2)	WTO加盟時約束の流通業自由化の未実施	・中国のWTO加盟時の「約束」に関するうち、「(国内)流通業の自由化」(外資の出資制限の廃止、地域制限・出資者資格要件の東南アジアの廃止)については、2004年6月に「外商投資商業分野管理法」が施行され、表向きは「開放」されたように見えるが、実施細則が規定されておらず、事実上閉鎖されたまま。 (継続)	・実施細則の制定による実質的な開放。	
	日機輸	(3)	外資マジョリティ出資規制	・2011年の「外商投資産業指導目録」改正により、車載用バッテリーの生産は奨励類に属し、外資比率が50%を超えないものとされた。一方、リチウムイオン電池の製造は、2002年以降「電機機械及び器材製造業」カテゴリで奨励類とされ、外資比率の制限もない。双方の技術、生産技術・設備には、共通部分が多いが、本制限により、すでにリチウムイオン電池の生産を独资で展開している外資系企業は、車載用バッテリーの生産を行うことができなくなった。 (継続)	・外資比率制限の撤廃を要望。	・外商投資産業指導目録
	日鉄連			・鉄鋼業においては「鉄鋼産業発展政策」により外資の出資が50%までしか認められていない。 (継続)	・規制の撤廃。	・鉄鋼産業発展政策
	日機輸	(4)	外資最低資本比率規制	・最低資本比率が、総投資額の33.33%以上(投資総額3,000万米ドル以上の場合)と定められており、設備投資する度に、親会社の投融資の負担が大きくなっている。 (継続)	・最低資本比率の制限を廃止してほしい。	
日機輸	(5)	外資に対する投資性会社の経営範囲規制	・「外国投資家が投資により投資性会社を設立・運用することに関する規定」に基づき設立された投資性会社は、生産活動に直接従事してはならない(同規定第28条)とされる。このため、製造会社は常に投資性会社と分離して設立せざるをえず、経営の効率を悪くしている。 (継続)	・効率的・効果的な経営を実現するために、投資性会社の生産活動を認めるよう規定を改正いただきたい。	・外国投資家が投資により投資性会社を設立・運用することに関する規定(商務部令2004年第22号)第28条	
2 国産化要請・現地調達率と恩典	日機輸	(1)	国産化要求	・中国市場参入の際には、国内企業保護の為、一般的に技術移転並びに国産化の要求があり、事実上の外資企業排除となっている。 (継続)	・国産化要求、技術移転要求撤廃。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
2	日鉄連	(2)	政府調達における 自国製品の優先購入	・2009年5月26日、政府投資プロジェクトで政府調達に属するものについて、中国政府は中国国内で調達できないなど、合理的な条件が無い限りにおいて、自国製品を優先的に購入(バイチャイナ)するよう通達。輸入する場合は政府部門の同意が必要となる。現時点で法的拘束力や実際の運用規定が不明。 (継続)	・運用規定等の明確化、政府調達以外の分野への波及の回避。	・「内需拡大による経済成長促進の着実な実施に関して、プロジェクト建設への入札・応札の監督管理業務の更なる強化を行うことについての意見」(発改法規[2009]1361号附属書)
	日機輸	(3)	国産化要件からの 外資マジョリティ企業除外	・現地企業と合併設立するにしても、外資マジョリティは通例として国産化と見做されない。 (継続)	・合併企業もしくは100%外資による現地企業設立の際、出資金比率に関わらず、中国国産と認めること。	
4 撤退規制	JPETA	(1)	減資手続きの困難	・減資に関し、会社法上制度があるが、実際に行政へ申請手続きを行っても受理されない(日系企業において許可を得たという事例がない)。 (継続)	・減資の条件を明確化した上で、その範囲内で申請する企業に対しては受理する体制を作ってほしい。 ・減資制度の整備。	・「外商投資企業の投資総額と登録資本金の調整に関する規定と手続の通知」(外経貿法1995/366号)
	日機輸		・過去の累損解消のために増資を行い、減資に関して行政へ申請を行ったが、減資金額への企業所得税課税を要求されたため減資が実行できず、累損が解消できない状態となっている。 (継続)			
6 外資優遇策の縮小	日鉄連	(1)	外資優遇税恩典の 廃止	・2010年12月1日、外資系投資企業、外資企業、外国人に対する「都市維持建設税」と「教育費付加」の徴収を開始。 外貨獲得、外資誘致の一環として国内企業よりも優遇的な税制が適用されていたが、年を追って優遇税制が廃止され(2006年に土地使用税の優遇撤廃、2008年に企業所得税の優遇撤廃、2009年に不動産税の優遇撤廃)、今回の優遇撤廃により、外資企業への優遇税制は全廃された。 (継続)	・外資優遇を撤廃する一方で、自国企業への不公平な優遇(政府調達、補助金交付等)を行わないよう要望。	・「企業所得税過渡期優遇政策の実施に関する通知」(国発[2010]35号)
	日機輸			・賃金が年々高くなり企業のコスト負担が重くなっている状況にあって、外資系企業に対する税金関係の優遇制度の一部が取り消され、外資企業に与える優遇策が少なくなっている。 (継続)		
	日機輸	(2)	優遇政策の急な 取消し	・今まで地元の政府からの優遇政策が急に取消し(身体障害者保障金)(110万円発生)、収支に影響が大。		
7 外資法運用手続	日機輸	(1)	会社法に基づく機 関設計の強制	・会社法の運用にバラつきがあり、対応に苦慮している。2006年1月の会社法施行により、外商投資企業にも、旧来の外資企業法・合併企業法では義務付けられていなかった機関設計(株主会・監事の設置)が義務付けられたが、会社法施行前に設立された既存の外商投資企業には、それを強制しないとされた。しかし、増資や定款変更の手続きに際して地方の工商行政管理部門により要求されることが増えている。当局は、要求を受け入れない場合には増資や定款変更を認可しないという立場をとっており、従わざるを得ない。 (継続)	・2006年1月1日より前に設立された外商投資企業には、関連通達の規定どおり、会社法上の機関設計を強制しない運用を徹底いただきたい。	・「外商投資会社の審査認可意見及び登記管理にける法律適用の若干問題に関する実施意見」の実施についての通知(工商外企字[2006]第102号)第2項

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
8 投資受入機関の問題	日機輸	(1)	特区の開発計画の先行き不透明	・2014年に珠海国家高技術産業開発区に工場移転したが、開発計画(土地収用)が滞り、近隣住民の環境懸念が心配される。 以前は2017年末と回答あったが、現在は回答が無い。	・開発計画の推進。	
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	・ウォッチ、クロックに関し、輸入税、付加価値税(増値税)等の税制により、採算が確保しにくくなっている。 - ウォッチ完成品: 11~30% (持ち帰り品の高級時計は60%) - ウォッチムーブメント: 10~16% - クロック完成品: 16~23% - クロックムーブメント: 16% (変更) ・新品中古に関わらず電化製品等に高額課税されている。	・関税の低減および撤廃。	・関税規則 ・条例  ・関税法
	日機輸			・個人使用の物に対しては免税扱いをして頂きたい。	・関税率低減。	
	日機輸			・製品により5-12%と高い関税が課され、地場メーカーとの価格差に苛まれており、商売がしにくい。 ・高炉ガス焼きガスタービンに対する関税が課税されているが、中国の大気汚染改善に、鉄鋼会社にガスタービンを採用頂くことが重要と考える。現状は関税3%、輸入増値税は17%。 ・高炉ガス焼きガスタービンの関税撤廃。	・高炉ガス焼きガスタービンの関税撤廃。	
日機輸	日化協	(2)	海外との技術ライセンス契約に対するみなし課税	・技術ライセンス契約の実施に係わる設備や原料の輸入に関して課税される関税および増値税について、設備や原料のインボイス価格に対して課税するだけでなく、技術ライセンスを実施することでライセンサーに支払う技術対価についても課税対象とされている。 設備や原料がたとえノウハウのない一般的なものであっても、それらが技術ライセンス契約に関係したものであれば、ライセンサーに支払う技術対価が関税および増値税の課税対象とされ、実際に追徴課税されるケースが起きている。 ・現在、広州所在の合弁会社(外商投資企業)に対し、広州税関から、日本側親会社との間で締結された技術移転契約に基づく、ロイヤリティ送金と同技術移転契約の内容、製品を生産するため購入している材料部品の供給元、材料部品と完成品の関連性等について照会を受けている。地元税関の照会越しは、『税関総署213号文件』を根拠としているものと思われる。 同規定によると、移転受けした技術により生産する製品の製造に材料部品の購入が必要であれば、特許権使用料(弊社の場合はロイヤリティ)を材料部品の価格に上乗せして関税を納付することを要求される懸念がある。	・技術ライセンスに係わる輸入設備や原料に関して、一律の見なし課税とする行為はやめて頂き、従来通り、輸入する設備や原料個別への課税のみとして頂きたい。	・税関総署令79号、213号  ・中国税関総署213号文件
	時計協	(3)	商談用サンプル品輸入への課税	・中国はATAカルネ(Admission Temporary Agreement:物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約)に参加しているものの、サンプル持込の用途が大規模な展示会等に限定されているため、商談用サンプルを輸入するたびに高額の関税が掛る。	・適用範囲を商品見本条約のサンプルまで拡大を望む。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連	(4)	輸入関税の暫定税率の撤廃	<p>・2010年1月1日、中国で生産ができないもの、或いは生産できても供給量が少ないため、国内需要を満たせない原材料等について、最恵国税率を下回る暫定税率が適用されてきたが、2010年より、冷延鋼板(HSコード7209.1810)、方向性電磁鋼板(7225.1100)、ボイラー用ステンレス継目無鋼管(7304.4110、4910)の3品目で暫定税率が撤廃された。実質関税引上げとなるため、中国現地で操業する日系企業(ブリキメーカー等)がこれら母材を輸入する際に、大幅なコストアップ要因となる。</p> <p>2010年12月2日、国務院関税税則委員会が2011年の関税実施方案を発表、2010年に輸入暫定税率が撤廃された上記3品目に対して、暫定税率は復活せず、引き続き最恵国税率が適用される。</p> <p>(継続)</p>	<p>・暫定税率復活を要望。</p>	<p>・中国海関輸出入税則2010年版</p> <p>・国務院関税税則委員会関于2011年関税実施方案的通知(税委会〔2010〕26号)</p>
	日鉄連			<p>(改善)</p> <p>・2013年1月1日、フェロアロイの輸入暫定税率の引下げ(2% 1%:7202.7000、7202.8010、7202.9100)。</p> <p>(改善記載済み)</p>		
	日鉄連	(5)	高い輸出税賦課	<p>・中国からの原料等の輸出にあたり、輸出税や暫定輸出税率が賦課されており、マーケット上昇の要因となっている。</p> <p>2010年12月2日、国務院関税税則委員会が2011年の関税実施方案を発表、レアース含有量の高いフェロアロイの一部について、HS細分化と併せて暫定税率を従来の20%から25%に引き上げ。</p> <p>国務院関税税則委員会が2011年の関税実施方案を発表、ネオジムフェロボロンの一部(7202.99.11)を0%から20%に引き上げ。</p> <p>(変更)</p>	<p>・原材料に対する輸出抑制策の緩和。</p>	<p>・国務院関税税則委員会関税実施方案的通知</p>
	日鉄連 日鉄連 日鉄連			<p>(改善)</p> <p>・2015年1月から、石炭(一般炭・原料炭)の税率を10% 3%へ改定。</p> <p>(改善記載済)</p> <p>・2011年12月14日、コークスの輸出暫定税率撤廃(2704.0010、40% 0%)。</p> <p>2013年1月～、一部品目について関税撤廃(コークス40% 0%、金属マンガン20% 0%、等)。</p> <p>(改善記載済み)</p> <p>・2016年1月から銑鉄(輸出税率)25% 20%。</p> <p>フェロアロイ一部(輸出(暫定)税率)25% 20%、20% 15%、(フェロニッケル 20% 0%)、銑鉄、非合金半製品 20% 15%。</p> <p>2017年1月1日、合金半製品 15% 10%</p> <p>(改善追加)</p>		
日鉄連	(6)	鉄鋼製品に対する暫定輸出関税率の撤廃・引下げ	<p>・2007年6月以降、輸出抑制のため、コークスならびに一部鉄鋼製品を対象に輸出暫定税率の賦課・引上げが行われてきたが、2008年後半以降の輸出急減を受けて2008年12月、2009年7月と段階的に暫定税率の撤廃・引下げが行われた。</p> <p>形鋼8品目(HS)に課されていた5%の暫定税率を2010年1月1日より撤廃。</p>	<p>・安定的な輸出政策の維持による輸出企業の混乱回避。</p>	<p>・中国海関輸出入税則2010年版</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連	(7)	インセンティブ付輸入鋼材の国内転売規制	<p>・1994年9月、優遇税制等を利用して輸入した鋼材の転用を防止するため、パートナー取引、辺境貿易に対する優遇措置の廃止、外資系企業が自家使用するため輸入した鋼材の国内転売禁止、再輸出用製品を生産するため輸入した鋼材の国内転売禁止、経済特区、開発区、保税区内の建設工事向けに輸入した鋼材の区域外への搬出禁止、等を実施。</p> <p>(継続)</p>	<p>・制度の緩和・撤廃。</p>	
	日機輸	(8)	輸入規制	<p>・他国に比べ厳格な通関規制。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 輸入権、貿易権</li> <li>- 輸出入ライセンス</li> <li>- 税関による対応の格差</li> <li>- 輸入者への事前連絡等</li> </ul> <p>(継続)</p>	<p>・欧米諸国と同様な通関規制への緩和。</p>	
	日鉄連			<p>・1999年4月、生産過剰、過当競争、安価な輸入品の流入による市況の悪化により利益の激減した鉄鋼業の救済を目的に鋼材輸入枠(IL)制度を実施。半製品を除く鋼材を従来の申請登記すれば許可される「自動登記管理商品」から、量を制限する「限量登記管理商品」に変更。輸入者は国経委が発給指示する「重要工業品輸入登記証明書」(通称「四連単」)か、外貿部が発給指示する「特定商品輸入登記証明書」を税関に提示して輸入を行う、事実上の輸入規制。</p> <p>大部分の鋼材で廃止となったが、2002年2月1日付で「重要工業品自動輸入許可管理実施細則」を新たに施行。輸入者が所定の輸入管理機関に輸入契約の内容や入着時期を事前申請すれば輸入許可証明を自動発給する仕組みに改変済。</p> <p>(継続)</p>		
	日機輸			<p>・露光装置で使用している水銀ランプに放射性物質のトリウムが含有されており、中国輸入規制値を超えている。よって、現在装置の消耗部品でありながら同梱せず、水銀ランプを外して出荷し、現地調達で対応している。水銀ランプメーカーは、中国のCALI(中国照明電気器具協会)を通して、中国当局に免除申請中であるため輸出が出来ている。今回の申請の結果が判明するまでは次の募集受付が開始されず、予定では、2012年の9月だったが未だに結論がでない。</p> <p>(変更)</p>	<p>・中国当局に対して2次募集を早めて頂く対応をお願いしたい。</p>	
	日機輸			<p>・中国現地法人へCD-ROM(データ内容含む)を輸出する際、中国側での輸入規制があり、手続きが複雑である。</p> <p>(継続)</p>	<p>・ソフト関係の輸入規制の緩和。</p>	<p>・ソフトウェア製品管理弁法</p>
	日機輸			<p>・書籍の輸入数量規制がある。</p> <p>(継続)</p>	<p>・書籍の数量規制の撤廃。</p>	
	日機輸			<p>・食料品輸入規制が存在する。</p> <p>(継続)</p>	<p>・食料品輸入規制の撤廃。</p>	
日機輸			<p>・中国側で就業証が365日未満の場合、輸入許可が下りない。もしくは全量課税での高額関税が課せられる。</p>	<p>・左記の制限を緩和して頂きたい。</p>		

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸			・個人消費の輸入荷物(日本食や日用品等)につき、申告価格1,000円を超過すると、業務通関となり課税対象となることが高い。	・水準の適正化検討をして頂きたい。	
	自動部品	(9)	危険品輸出入規制の強化	・海外への危険品の輸出では、SDS(Safety Data Sheet)やラベルのGHS規制がその国の言語で対応することが広がりつつある。(現在は中国)個別言語と言う点が管理面での工数やコストを増大させるだけでなく、小さな取引先は法整備についていけないために、今後供給対応に不安が出てくる。 (継続、要望一部削除)	・英語版での共通化。	
	日化協			・中国で発表されたGHS規制の導入に対応し、製品へのGHSラベル対応を行ったが、一部の中国税関ではGHSマークが危険品と見做され、輸入通関の際に指摘を受け、煩雑な手続きを要求されることがある。	・GHSは世界的な規制に対応するものであることを、中国税関側に共通認識を持っていただき、通関時のトラブルを避けたい。	・GHS規制
	日機輸	(10)	輸入製品登録手続の煩雑・遅延	・製品登録手続きが煩雑である。 (継続)	・製品登録更新手続きの廃止。	
	日機輸			・新製品の品目登録の申請時間が長く、出荷LTに影響を及ぼすことがある。 (継続)	・通関の迅速化。	
	日機輸	(11)	輸出入貨物通関申告書の特殊関係の有無に関する確認の追加	・「特殊関係」存在の確認は、特殊関係であれば輸入貨物の取引形態を恣意的に設定し易い事情を考慮した運用となっており、広汎な定義に注意する必要がある。税関により関税の課税価格の修正を要求される場合、追徴課税される関税は、輸入者にとってのコスト増となってしまふ。	・貨物通関申告書における「特殊関係」存在の確認の運用改善。	・税関総署2016年第20号公告
	時計協	(12)	中古品機械・設備の輸入規制	・中古機械・設備の輸入規制がある。 (継続)	・中国での事業拡大を計画する企業にとって、既存国内工場からの生産移管は中国における事業拡大上避けて通れないプロセスであり、中古設備においても新規設備同様の措置を望む。 ・規制の撤廃またはルールの明瞭化。	・輸入中古機・電製品検査監督管理弁法(2002年12月31日付)
自動部品	・中古設備に対して輸入の規制がある。 (継続)			・輸入規制や手続きの緩和、期間短縮を要望する。	・「輸入中古機電製品検査監督管理弁法」(2002年)	
日機輸	・中古機械・設備の輸入規制があり、商検局の事前承認手続に数ヶ月を要し、製造スケジュールに影響を及ぼす。 (継続)			・中古設備・中国金型の輸入制限の緩和、 ・手続きの簡素化。	・「輸入中古機電製品検査監督管理規則」(2003年/53号)	
建産協	・日本で生産しているアイテムを中国サプライヤーに転注をする場合、中古設備・中古金型を中国に輸入するには、事前承認手続に手間と多くの時間が発生し、スケジュールに大きな影響を及ぼす。 それを回避するためには、新たな投資が必要となるため、投資回収が難しくなる。			・中古設備・中国金型の輸入制限の緩和、 ・手続きの簡素化。	・「検査総局37号令」	
日機輸			・中国への中古品の輸出手続きが非常に厳しく、商談に影響が出ている状況。中古品は、客先プラントに納入されているロータ等の既設品だけでなく、検査等で使用される機器も対象とされる。 検査においては、機器が必ず必要になる中、本規制により、現地へ搬入でき	・検査機器の輸出手続き簡素化。		

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9				る時期を特定することが出来ず、現状、中国国内の検査は全てお断りしている。(輸入手続きがどの程度の期間かかるかが実際に手続きするまで確認出来ず、また手続き中も期間が変更になることもあり、大きな障害となっている。) 以前、受注をした案件が本規制にかかり、客先定検期間内に機器が届かず、検査が出来ない事例が発生し、大きな問題となったこともあった。(最終的には発注キャンセル)		
	日機輸	(13)	関税評価ルールの不公平な運用	・税関が輸入部材の関税評価について国際通念とは異なる運用をするケースが多く、対応に苦慮している。中国子会社が日本の親会社から輸入する部材の価格に、日本の親会社へ支払っている製造ノウハウライセンスのロイヤルティや商標使用料を加算するというもの。ノウハウや商標の使用は、輸入部材に関するものではなく、完成品の製造に関するものであり、輸入部材とは関係がないはずである。 また、「税関輸出入貨物課税価格査定弁法」第13条1項3号に定める、「特許又はノウハウを実施するために特に設計又は製造された場合」について、ライセンス料との関連性を認めるのは、諸外国の関税評価規則には例がないと思われる。 さらに、当該法令を根拠にした税関の調査・指導において、会社側が理屈を尽くして説明しても、当局側が十分に理解せず、徴税ありきの姿勢をとる例が多く見られる。 (継続)	・国際標準に従った関税評価ルールを整備してほしい。 ・現行法においても公正な運用を徹底いただきたい。	・税関総署令第213号「税関輸出入貨物課税価格査定弁法」(2014年2月1日施行)
	日機輸 自動部品			・中国子会社が日本の親会社から輸入する部品の価格に、日本の親会社へ支払っている製造ノウハウライセンスのロイヤルティを加算するというもの。ノウハウの使用は、輸入部品に関するものではなく、完成品の製造に関するものであり、輸入部品とは関係がないはずである。 (継続)	・国際標準に従った関税評価ルールを整備してほしい。	・税関総署令第213号「税関輸出入貨物課税価格査定弁法」(2014年2月1日施行)
	日機輸 自動部品			・「税関輸出入貨物課税価格査定弁法」第13条1項3号に定める、「特許又はノウハウを実施するために特に設計又は製造された場合」について、ライセンス料との関連性を認めるのは、諸外国の関税評価規則には例がないと思われる。さらに、当該法令を根拠にした税関の調査・指導において、会社側が理屈を尽くして説明しても、当局側が十分に理解しようとせず、徴税ありきの姿勢をとる。 (継続)	・現行法においても公正な運用を徹底頂きたい。	・税関総署令第213号「税関輸出入貨物課税価格査定弁法」(2014年2月1日施行)
	日鉄連	(14)	関税評価の不透明	・税関より、輸入通関材の価額が低すぎるとして、税関が把握している平均価額との差額分の関税を追加徴税しようとする動きが散発的にあり、正式な徴税通知で無く、一般的に口頭で行われるため、強制力はなく、ルール違反を問うことは難しいものの、輸入者にとり税関対応に大きな負担となっている。 (継続)	・運用の透明化。	
	日機輸			・他社で、輸入通関材の価額が低すぎるとして税関が把握している平均価額との差額分の関税を追加徴税しようとする動きがあり、当社への波及が心配。 (継続)	・運用の透明化。	・「非保税輸出入品の課税価格の確定方法に関する税関総署令」[2013]211号

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(15)	時間がかかる無償輸入部品の価格審査手続き	・保証期間中に部品を顧客に無償提供する場合、税関が関税を取るために価格審査が入る。有償輸入の場合は2日間だが、10万円未満の無償輸入の場合は形式的な価格審査になるので最低3日程度、10万円以上の無償輸入の場合は、厳密な価格審査が入るので最低1週間、価格の妥当性について説明を求められると2週間以上必要になる。このように、価格審査に時間がかかりスムーズな通関ができない場合がある。	・価格審査を事後審査にするなど、部品をスムーズに中国国内に入れられるよう通関手続きの迅速化をお願いしたい。	
	自動部品	(16)	税務当局と税関当局間での通関価格評価の相違	・2009年1月1日以降、一定基準を超過するコンサルフィー、ロイヤルティの支払については中国の税務当局が支払名目、対価の妥当性を検証しているが、一方で税関も別の観点から対価の妥当性について着目、調査を実施している。税務当局、税関当局によって関連者間取引における着目点、見解が異なる点も多い。 (継続)		
	日鉄連	(17)	関税分類の不統一・恣意性	・現在中国に輸入される無方向性電磁鋼板は、シリコン含有量0.6%未満の汎用グレードが大半を占めるが、この品種の通関コード(HS CODE)の認定が各地税関で不統一。これに起因して、関税の地域的不平等、通関処理の遅れ、日本からの船積み書類の緊急訂正など多々問題あり。また、再輸出加工手帳(保税手帳)に基づく異地通関の際や加工後製品の手帳消し込み処理などでも、CODE認定不一致に起因する税関でのトラブルが散発している。 (継続)	・当品種に対する通関コード認定の統一。	
	日機輸		・各地方により同一品番の部品・完成品であってもHSコードの判断が異なるケースがあり、判断が難しいケースも確かに存在するために完全な一元化は難しいのは理解するが、企業としては過去に一度認められたHSコードが突然使用できなくなるような事例においては対応に苦慮するため、運用上この問題を打開する仕組みを構築いただきたい。 (継続)	・事前分類センターの発行する事前分類建議書の有効期間、有効地域を拡大する。現在は対象企業が対象税関にて1年間のみ有効。 ・全国で通用する事前分類決定書の運用を本格的に実施する。現在は実質本制度の運用が行われていない状況。 ・過去に当局が使用を認めたHSコードに関して、別担当者、別地域の当局が異議を唱えた場合に、企業が仲裁を求めることのできる当局機関を設ける。 ・中国内のすべての税関でHSコードの解釈の違いが起らないようしくみや法整備をお願いしたい。		
自動部品			・広州、黄埔税関で輸入通関していた部品を、南沙税関に変更したところ、通関でストップになった。 南沙税関では担当者毎にHSコードの判断基準が違い、度々通関で止まる事がある。税関へ相談に行っても、担当者の判断だから検査し直すと言われる。			
日鉄連	(18)	アンチダンピング措置の濫用	・2011年9月8日、商務部は国内ステンレス鋼管企業の申請を受け、日本およびEUから輸入され主に超臨界、超々臨界の発電所ボイラーの過熱器、再熱器に用いられる高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD調査を開始。 2012年5月8日、クロの仮決定。 2012年11月8日、クロの最終決定(AD税率9.2%~14.4%:賦課期間2012年11月9日より5年間) 2012年12月20日、日本政府は中国政府に対し、同国が実施したAD調査に	・WTO AD協定に整合的な調査・措置の実施。	・商務部公告2011年第57号 ・商務部公告2012年第72号 ・商務部公告2016年第34号	



区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9				<p>つき、WTOルール(AD協定)に不整合な点が複数存在しているとして、WTO協定に基づく二国間協議を要請。  2013年4月11日、日本政府が世界貿易機関(WTO)に対し、パネル(第1審)での審理を要請。  2013年5月24日、日本政府の二回目の申請でWTOがパネル設置(DS454)を決定。欧州連合(EU)が、WTOに二国間協議を要請。  2013年6月13日、EUが中国に対しパネル設置要請(DS460)。  2013年8月30日、DSB会合開催において、1回目の審議でEUのパネル設置を承認。  2015年2月13日、パネル報告書のWTO全加盟国への送付。  2015年5月20日、日本政府がWTO上級委員会に上訴。  2015年10月14日、WTO上級委員会より報告書を加盟国へ配布。  2015年10月28日、DSB会合にてパネル報告書・上級委員会報告書が採択。  2016年8月22日、中国の日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD課税措置が撤廃。  (追加、要望一部削除)</p>		
	日鉄連			<p>・2013年3月22日、内モンゴル北方重工業集団が、国内産業を代表して日本、EU、米国製の高温高圧用合金鋼継目無鋼管を提訴。  2013年4月24日、商務部がAD調査を開始する旨、官報告示。  2013年12月13日、商務部が日本、EU、米国製の高温高圧用合金鋼継目無鋼管に対しAD調査でクロの仮決定。  2014年5月9日、商務部がAD調査の最終決定を行い、日本からの調査対象品種の輸入量をnegligibleと認定(日本に対するAD調査の終了)。  (継続)</p>		<p>・商務部公告2013年第24号</p>
	日鉄連			<p>・2015年5月27日、武漢鋼鉄、宝山鋼鉄が国内産業を代表して日本、韓国、EU製の方向性電磁鋼板を提訴。  2015年7月23日、商務部がAD調査を開始する旨、官報告示。  2016年4月1日、商務部が日本、韓国、EU製の方向性電磁鋼板に対し、クロの仮決定。  2016年7月23日、商務部が日本、韓国、EU製の方向性電磁鋼板に対し、クロの最終決定。  (追加)</p>	<p>・日本に対する措置の撤廃。</p>	<p>・商務部公告2015年第23号  ・商務部公告2016年第10号  ・商務部公告2016年第33号</p>
	日鉄連			<p>・2015年9月25日、安泰科技股份有限公司が国内産業を代表して日本、米国製のアモルファス合金を提訴。  2015年11月18日、商務部がAD調査を開始する旨、官報告示。  2016年8月18日、商務部が日本、米国製のアモルファス合金に対し、クロの仮決定。  2016年11月18日、商務部が日本、米国製のアモルファス合金に対し、クロの最終決定。  (追加)</p>	<p>・日本に対する調査措置の撤廃。</p>	<p>・商務部公告2015年第61号  ・商務部公告2016年第42号  ・商務部公告2016年第65号</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連			<p>(改善)</p> <p>・2011年4月8日、商務部がAD措置を撤廃する旨官報告示。規定された期限内に国内産業、国内産業を代表する個人・法人もしくは関係組織からサンセットレビューの申請が無かったこと、商務部も主体的に見直し調査を行わない旨決定したことに鑑み、2回目のサンセット見直しを行わず本措置は撤廃された。</p> <p>(改善記載済み)</p>		
	日鉄連	(19)	アンチダンピング税継続の不合理	<p>・2000年12月18日、ステンレス冷延鋼板へのAD税賦課(日本、韓国)。家電、自動車向けの4アイテムは除外。また、中国外経貿部と別途最低価格承諾協議で合意した企業を除き、日本側8社に対し17～58%、韓国メーカーに対しては4～57%のAD税を賦課。</p> <p>2010年10月18日、課税継続決定。</p> <p>2011年4月8日、商務部がAD課税期間が満了する旨公表。課税継続を求める国内企業の申請受付を開始(2011年2月7日までに国内企業の申請が無ければ、措置は4月8日で失効するが、申請を商務部が受理し、調査の結果措置の継続が決定されれば、更に課税期間が延長されることとなる)。</p> <p>(変更)</p>		<p>・商務部公告2010年第68号(国内企業の申請受付)</p> <p>・商務部公告2011年第11号(AD措置撤廃)</p>
	日鉄連	(20)	設備輸入の免税基準の不透明・手続遅延	<p>・外資企業が自社設置用に輸入する設備は、免税枠が設定されているが、実際に輸入する個別の設備や装置について、税関の取り扱いの基準や判定が曖昧。そのために、当該設備の説明資料や価格資料を提出しても中々許可が下りず、工場の立ち上げや拡張に無駄な時間と労力が発生。</p> <p>(継続)</p>	<p>・判定基準や提出書類の明確化と処理の簡素化。</p>	
	日機輪			<p>・2014年、輸入設備免税優遇を受けられる事になったが、申請等が電子化されたものの実際の申請手続き完了までに6カ月を要した。手続きの進捗も解りにくくただ待つだけの状態が続いた。</p> <p>(継続)</p>	<p>・申請手続きの可視化等改善を要望。</p>	
日機輪	JEITA	(21)	輸入通関手続の煩雑・遅延	<p>・一部の地域については航空簡易通関ができないため荷物受取までに時間がかかる。</p> <p>(継続)</p>	<p>・中国全土での航空簡易通関をして頂きたい。</p>	
日機輪				<p>・ベトナム/フィリピン/日本から、中国上海の顧客先への製品出荷の際に、「上海での通関、顧客受取り」までに2～3週間もの時間が必要となっており、供給リードタイム上の課題となっている。</p> <p>米国顧客先へは、「米国での通関、OEM先受取り」は1週間程度で対応できている。</p> <p>(変更)</p>	<p>・輸入通関作業の緩和による日数短縮を要望したい。</p>	
				<p>・すべてのハウス・エア・ウェイビル(HAWB)の貨物到着がないと、マスター・エア・ウェイビル(MAWB)単位で輸入通関ができない。</p> <p>(継続)</p>	<p>・HAWB単位で貨物が確認されれば、HAWB単位で輸入通関手続きすることができるようにする。</p> <p>あるいは、貨物の到着前に輸入通関申請・検査判断・許可をHAWB単位で完了させ、貨物の到着後にHAWB単位に、個数・荷姿を確認、マニフェストと一致しないHAWBのみを空港に留めおき、それ以外</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸			・免税通関の回数が居留証取得後の通関となるため、引き取りに時間がかかる。 (継続)	・外の許可のあるHAWBは即時転送可とする。 ・通関の迅速化をして頂きたい。	・国家税関33号公告
	日機輸			・中国・台湾(特に中国)に対する輸出・輸入が、春節(旧正月)前後に、配達予定日が予測不能に陥る。 (継続)	・休みに左右されない通関の対応を希望。	
	日機輸			・ペーパーレス通関の成熟化に伴い、ペーパーレス通関による通関速度は向上した。一方で、逆に書類通関において、1～3日の遅延が散見される。	・書類通関における通関速度に関し、従来レベルへの改善を要望する。	
	日機輸			・日中問題に起因した通関業務の複雑化、遅延。 (継続)	・通商を考慮した外交対応。	
	日機輸			・九洲港の貨物取り扱い停止に伴い、代替として西域港・洪湾港が取り扱いを開始した。しかし、従来に比べて、埠頭荷役業務や輸入手続きが遅くなった。手続き業務の習熟向上と一部増員にて改善がなされたが、その他は未だ改善にいたっていない。 (一部削除)	・埠頭荷役業務・通関手続きの時間短縮(少なくとも従来並みに)。	
	自動部品			・輸入通関手続きに要する時間が長すぎる。大体1週間前後だが、緊急対応が必要な場合、全く間に合わない。また、1週間以上かかるケースも散見されるが、通関に時間がかかる理由がよくわからないので、対策ができない。	・通関手続きの短縮、および通関手続きが滞る場合、その原因や見通しを速やかに開示して頂きたい。	
	日機輸	(22)	一時輸入手続の遅延	・修理や検査、展示会のために輸出入する工具や貨物の審査に時間がかかる。(現在は18日) (継続、要望追加)	・輸入規制品目や手続きの更なる緩和、期間短縮。 ・誠実信用企業に対する通関手続きの優遇緩和策など。	・国家質量監督検査検疫総局公告(2014年第145号)
	日機輸	(23)	輸出不良品の返品の手続の困難	・中国製品を輸出後、不良品とその費用処理(返品、顧客側の廃棄費用、ロット不良の選別費用)が困難。 (継続)	・手続きを簡素化して頂きたい。	
	日機輸	(24)	保税輸入手続の困難	・中国で日本向けの組立部品を発注して、その中の一部を同社に無償支給しようとした場合、保税手続きが困難で実際には保税で輸入申告できない。	・再輸出免税の簡素化。	
	日機輸	(25)	中国内・国外間での工具の貸借への規制	・中国国内外間でのモノの貸借に制限が多く、業務に支障をきたしている。在中国現地法人が日本から工具を借りる場合、中国に輸入する方法として、税金(関税と輸入増徴税)を支払って正式に輸入する方式 リース代に税金(関税と輸入増徴税)が発生する有償リース方式 一時的に輸入する暫定輸入方式(無税)の3つがある。 の方法は一度中国に入れると日本に返却ができない。中国税関の考えは、正式通関したものは中国の持ち物なので中国から輸出する際は有償売却すべきというものである。過去、～のうちこの方法が最も通関時間が短いので、緊急輸入が必要な際に過去2度この方法を用いたが、いずれも返却する際に在中国現地法人が「日本本社の持ち物を日本本社に販売する」という不可解な取引をせざるを得なかった。 の方法は、中国税関からリース代に関して審査が入るが、中国税関から指	・国外からの工具の無償貸与を認めて欲しい。 ・国外への工具の貸出を認めて欲しい。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9				<p>導された金額でしか通関することができない。例えば、上海税関では新品価格の15%程度が妥当という指導があり、現状この金額でしか輸入することができない。これは、当社の貸与ルールとして定めている償却費+金利相当というルールからはずれている。当社の貸与ルールは税務的な観点から定められているので、これを大きく逸脱することは日本側で税務リスクを抱えることになる。</p> <p>の暫定輸入方式は無償貸与する際にかつて一般的に取られていた方式だが、2016年以降、現在はほとんど認められることがなくなった。法律が変わったわけでもなく、理由は不明である。</p> <p>また、中国内の工具の海外へ貸出は、認められていないためできない。中国から輸出する際はその名目を申告しなければならないが、「貸出」という名目がそもそも存在しない。</p>		
	日機輸	(26)	試作品の輸入通関 所要期間の不明確	<p>・試作品輸入に関して、決められた書式で対応しているものの入手できるまでの期間がまちまちであり、開発日程に影響を及ぼすことがある。</p> <p>(継続)</p>	・通関業務の規定の明確化。	
	日機輸	(27)	輸入貨物検査手続 の煩雑・遅延	<p>・サンプル品や設備等の一時輸入手続きには100%の貨物検査が実施され、約2週間を要するため、製造スケジュールに影響を及ぼす場合がある。</p> <p>(継続)</p>	・輸入手続きの簡素化、期間短縮を要望する。	
	日機輸			<p>・輸出入している貨物が、税関の検査対象になった場合には、申告許可までの時間が掛かり、生産及び出荷に影響が出る。</p>	<p>・緊急時、検査から申告許可までの通関時間短縮。</p> <p>・高級/一般認証企業に対する優遇策適用など。</p>	
	日機輸	(28)	貨物検査の質の低下	<p>・通関時の貨物検査により、貨物が破損・紛失する事例が散見された。</p>	・貨物検査の質向上を要望する。	
	日機輸	(29)	輸出検査の煩雑・遅延	<p>・中国輸出商品検査法に基づき、法定検査の輸出商品は、全部生産完了してから商品検査の申告に行く。商品検査を受けた後、コンテナに詰めて出荷可となる。当社のような出荷量が多い会社にとっては手続きが困難となる。</p> <p>(継続)</p>	<p>・信用管理制度を導入し、商品検査局から認められた会社は出荷後に商品検査を申告できるようにして頂きたい。</p>	・中華人民共和国輸出入商品検査法
	日機輸			<p>・中国輸出商品検査法に基づく法定検査は、検査目的・内容及び検査にかかる日数が不明瞭なため、納期管理に苦慮している。</p> <p>(継続)</p>	<p>・信用管理制度を導入し、商品検査局から認められた会社は出荷後に商品検査を申告できるようにする。</p>	・輸出入商品検査法
	日機輸	(30)	AEO認証基準の一部不明確	<p>・AEO認証として、当社は今年「高級認証会社」資格維持のために審査を受ける予定。中国政府としても初めての試みであり、認証に関する一部の基準には曖昧さが見受けられている。審査を受ける会社としては困っている。</p>	・認証基準の細分化と定量化をして欲しい。	・海关总署公告 2014年第82号 关于公布《海关认证企业标准》
	日機輸	(31)	輸出入申告価格の 事後修正不可	<p>・国際貿易において、契約価格の事後の変更或いは仮価格での輸出入といった事態があり得るにも拘らず、中国税関は通関手続き完了後の事後修正は不可。</p> <p>外貨決済において通関証明書が証憑として要求されるため、契約価格を変更せざるを得ない場合、対応する手続きが無い。</p> <p>(継続)</p>	・修正申告に柔軟に対応できる制度。	・税関法 ・外貨決済管理条例

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(32)	輸入不良品のリワークのための有償返品 の困難	・中国国内に入庫した製品に不良品が見つかり、工場ヘリワークのため返品を行う際、通常は販売会社から工場へ買戻し、再度出荷しなおすため「有償返品」をしているが、中国に関しては、一度中国国内に入った外貨を国外に出すことが出来ないため、「無償返品」扱いで修理品としてしか中国外に出すことができない。シリアルナンバーも必ず同じものを戻さなければならず管理が難しい。また、無償での扱いに関わらず、再輸入時に税金が課せられた事例もある。	・有償返品で運用できるようにしてほしい。	
	日機輸	(33)	分公司による通関業務不可	・分公司には法人格がないため、商務局への対外貿易届出が行えず、自らの名義で通関業務を行うことができない。分公司は自らの通関専用印を届け出ることもできないので、総公司名義による通関業務手続きの代行を行うことができず、通関の度に煩雑な作業を強いられている。 (継続)	・分公司名義による対外貿易届出を可能にするなどして、分公司が主体的に通関業務を実施できるような法整備をお願いしたい。	・中国会社法第192条 ・「税関の通関単位に対する登録登記管理規定」第6条、第8条、第49条ほか
	日機輸	(34)	FTA原産地証明の確認 手続の煩雑	・FTAを利用して物品を中国に輸入する際、税関による原産地証明書の確認および承認手続きに追加で約1日を要する。 (例:中国-ASEAN FTAを利用するためのForm Eの審査・承認手続き)	・FTAの利用手続きの簡素化・リードタイムの短縮を要望する。	・中国-ASEAN FTA及び中国が他の国/地域と結んでいるFTA
	日機輸	(35)	中国-コスタリカFTAの原産地証明 書申請システムの制限	・中国-コスタリカFTAを利用する際、原産地証明書第12欄には、インボイスの日付を記載する必要がある。但し、原産地証明書申請システムにおいて、出港日(Departure Date)以降の日付を選択することができない。そのため、インボイスの日付が出港日以降となる場合(例:FOB条件の第三国発行のインボイスを利用する場合)、原産地証明書のインボイスの日付と実際のインボイスの日付が異なるため、輸入国通関時に利用が認められないことがある。 (内容、要望ともに変更)	・協定文上、第三国発行のインボイスを利用することが認められているため、国家質量監督検閲検疫総局に実務上の問題を考慮し、システムの改善を要望する。	・中国-コスタリカFTA
	日機輸	(36)	原産地表示規則の半導体の原産地決定基準の国際的 不統一	・前工程と後工程の異なる半導体を海外から輸入する場合に、外装箱もしくはそのラベルに明記されている原産地が、輸入国での原産地決定規則に一致せず通関にトラブルが生じること。原産地決定基準はHSコード基準、付加価値基準等複数存在するため、上記半導体の場合に判断基準によっては前工程が原産地になることもあれば、後工程が原産地になることもある状況。なお前工程(の発生した国)と後工程(の発生した国)の両方を外装箱もしくはそのラベルに明記する方法、あるいは原産地を記載しない方法も存在するが、国や地域によっては(少なくとも中国においては)このような形を認めないケースも存在。 (継続)	・半導体サプライヤは前工程と後工程が異なる半導体を海外に出荷する場合は、事前に輸入国における原産地決定基準を理解し正しい原産地を外装箱もしくはそのラベルに明記する。	
	日機輸	(37)	税関の通達公布から実施までの猶予 期間の不足	・税関の通達公布から実施までの期間が短く、実務上対応が困難な場合があり、デリバリー面で問題となることがある。 例:2014年11月20日に北京空港の税関より通達があり、同月24日より、BL・AWB1通に複数のインボイスを記載できたものが、BL・AWB1通にインボイス1通に変更になった。当初、システム操作、連携の問題があり、商品が輸出できず、最終的に翌月に物品の返品処理を実施。 (継続)		・税関通達

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日機輸	(38)	税関における情報漏えい	・税関における輸出貿易の非公開情報が漏えいするケース(情報提供のセールスもあり)があり、各社の仕向地・機種・価格情報等を入手することができ、経営リスクが大きい。 (継続)	・税関等公共機関における機密情報漏えい防止の徹底。	
10 自由貿易地域・経済特区での活動規制	日鉄連	(1)	加工貿易制限の強化	・2015年11月25日、商務部が貿易の安定成長を維持し、輸出入商品の構造調整を図るため、加工貿易制限類目録の調整を公告。税関は、企業の信用状況に基づき、高級認証企業、一般認証企業、一般信用企業、信用喪失企業の認定を行う。 (継続)	・規制の撤廃。	・商務部税関総署公告 2015年第63号
	日鉄連	(2)	加工貿易における保税措置の撤廃	・2014年7月2日、財政部税関総署が78品目の鉄鋼製品に対する保税措置の撤廃を公告。 2014年8月28日、実施につき、保税政策の移行期間が2014年末まで延長され、2015年1月1日より廃止。 (継続)	・保税措置の延長。	
	日鉄連	(3)	保税輸入への銀行保証金制度の一律適用	・1999年10月1日、加工貿易に従事する企業の自律的な遵法精神を高め、保税貨物の横流し(密輸)を防止する為に企業をA,B,C,Dに審査区分し、Aを除くB,C区分企業が鉄鋼(電磁鋼板を除く)を含む11の制限品目を保税輸入する際に銀行保証金台帳制度の実転(保証金を積む)を義務付けた。 熱・冷・表面処理鋼板が対象で、B,Cに区分された企業の保証金負担は深刻。陳情の末に負担を軽減するべく、保証金半額化、担保差し入れ、EGの除外等が行われた。 保証金半額化は2000年5月、EGの除外は2000年7月以降も実施され、2004年も継続。 2007年8月23日、銀行保証金台帳制度について東部地区(北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省)と中西部地区での適用に差を設け、中西部地区への加工貿易企業の進出を促すこととした。具体的にはA類企業制限類について東部で空転 実転(50%)、B類企業制限類について中西部で実転(50%) 空転と変更された。 2008年12月1日、景気悪化に伴い、キャッシュフローの改善を通じて、加工貿易企業を支援するため、A類企業の制限類は空転(保証金積み立て免除)へと変更された。 (継続)	・保証金制度の廃止。	・2007年7月23日付けで発 布された海関総署公告 2007年第44号
	時計協			・従来は時計部品メーカーで制限品を扱っている会社でも比較的小規模企業に対してのみ保証金を積むよう求められ、大規模メーカーは保証金免除と優遇されていたが、2007年8月以降全ての時計部品メーカーに一律に保証金を求めるようにルールが変わった。 (継続)		

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
10	日機輸	(4)	保税区の搬入・搬出手続時間の地域差	・24時間体制で稼働している顧客へ、緊急で保税パーツを提供する必要がある。日本から急ぎ輸入しても、保税区内での在庫登録に時間がかかり、即時に顧客へパーツ供給サービスを行うことができない。 上海総合保税区など出入庫の柔軟性で改善のみられる地域もあるが、管轄地域毎で対応力に大きな差がみられる。ビジネスの地域拡張を考えると全国的レベルではまだまだ改善の余地は大きいと感じる。現在も進展なし。(2017年1月時点) (現在時間のみ変更)	・保税区(倉庫)での在庫登録を、貨物出庫後にして頂きたい。	
	JEITA	(5)	保税転送通関(転関)手続き規制	・区間流通のように通関上の制約が撤廃されつつあり、非保税トラックの利用、夜間の転送、通関回数の削減などが実現できつつある。 しかしながら、例えば無錫から上海のような異なる税関支所間の保税輸送は、税関システムの連動ができず実質的に制度が使えない状況となっている。 (継続)	・中国内での各支所間での税関システムの連携の実現。もしくは、保税転送の審査・制約そのものの撤廃し、保税輸送の申請・許可を簡素化する。24時間、非保税トラックでの保税転送を実現する。 ・保税区間の部品転送手続きを簡素化して欲しい。	
	日機輸	(6)	過度に厳格な保税対象材料の損耗基準	・保税対象樹脂材料の損耗に対する許容率が低過ぎる(3%以内)。実際の加工では10%前後が妥当。加工時の損耗が税負担となっている。 (継続)	・許容率の向上。	
	JEITA	(7)	保税品の在庫廃棄制限	・保税品は以下の方法でしか、今後転売される見込みのない在庫の廃棄ができない。 輸入通関し、関税・増値税を支払い内貨にした後、一般区で廃棄発地に輸出返品し、輸送費用を支払い発地で廃棄 そのために、関税、増値税、輸送費用などの余計なコストが発生する。 (継続)	・輸入通関をすることなく、保税状態のまま廃棄できるようにする。	
	日機輸	(8)	輸出加工区域からの廃棄資産搬出手続の煩雑	・資産の廃棄において、輸出加工区域から搬出の際、税関手続き上、購入時の発票が要求される。過去に購入した古い資産の発票を準備する際に多大な工数がかかっている。 (継続)	・発票でのチェックではなく、会計帳簿や会計システムからのデータでのチェックに変更することによる運用の簡素化。	
	日機輸	(9)	経済開発区での人事関連申請・審査の変更	・弊社は、天津経済開発区(TEDA)に位置しており、今まで人事関係の制度、審査は開発区の規則により実施してきた。11年度から天津市での統一管理になり、各種申請、審査など市内で実施するよう変更になった。規則の適用程度も変化しており、対応作業が発生している。 (継続)	・天津経済開発区(TEDA)でも各種登録申請作業ができるようにしていただきたい。	
	時計協	(10)	保税区の外国企業への増値税賦課	・外国企業に保税倉庫物流サービスにかかわる増値税(倉庫サービス:6%、国内輸送:11%)を転嫁している。 (継続、要望追加)	・保税区域に於ける外国企業への増値税撤廃。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
10	日機輸	(11)	自由貿易試験区における自社増値税インボイスの発行不可	・上海自由貿易試験区における企業の増値税インボイスについて、自社で発行できない。自由貿易試験区に指定された会社で発効後、バイク便で正本を会社に送付しなければならない。 (継続)	・取引規模拡大により、増値税インボイス発行の件数と頻度が増えてきたため、自社で増値税インボイスを発行できるようにしてほしい。	
	日機輸	(12)	自由貿易試験区での営業範囲品目追加手続の煩雑	・上海自由貿易試験区におけるネガティブリストがあるが、試験区内企業が営業範囲を追加する際の申請手続が煩雑。 (継続)	・手続きを簡素化していただきたい。 (例：ネガティブリスト以外は経営可能、など)	
	日機輸	(13)	保税区ごとに現地法人設立の必要	・保税区企業は、他の保税区域における保税取引ができないことから、保税区ごとに現地法人を設立する必要がある。	・保税区企業が他の保税区において分公司を設立し、当該分公司での保税取引を可能にするなど、一つの企業において複数の保税区での取引が可能にできるような仕組みを設けていただきたい。	・保税区税関監督管理弁法
	日機輸	(14)	保税加工貿易(手冊、保税部材)の管理ルールの全国不統一	・保税加工貿易(手冊、保税部材)に関して、複数のポイントにおいて全国にて運用ルールがまちまちであり、長期的にその運用の違いを一元化していくことを多国籍企業として希望する。 例 手冊クローズ時のプラスの差異、マイナスの差異に対するの納税の考え方の違い、両方の差異見合いの納税を求められるケースもあれば、マイナスの差異のみの納税を求められるケースもあり。 例 手冊申請後消込前の通関への単耗(部材使用量)情報の修正申告の違い、電子帳冊を使用しても認められないところもあれば、電子手冊でも認められるケース有など。 例 転廠(保税部材の国内移動)における国内調達部材の増値税控除、認められないケースが多いが、一部では認められるケースもあり。 (継続)	・税関内部にて各地方税関の保税加工貿易に関しての管理ルールを統一するプロジェクトもしくは監査制度を推進する。	
11 利益回収	日機輸	(1)	ロイヤルティ送金規制	・現地子会社に対する技術ライセンスのロイヤルティについて、税務局が日本への送金を認めないことがある。中国では5百万ドル以上の送金の場合、税務当局に行き源泉税、営業税を支払ったことを追認する印を取得し、更に外貨管理局で送金許可をとる必要がある。税金を払っているにもかかわらず税務当局が印を押してくれず、ブランド使用料、役員費、ロイヤルティ等について約17億円の送金が2年間とまった事例あり(無錫)。当該子会社が赤字で、移転価格上、多額のロイヤルティ送金は認めないとの立場。 (継続)	・正式な移転価格の調査において指摘すべき事項であり、個別の送金を停止するような運用は避けていただきたい。	
	日機輸	(2)	ロイヤルティ等非貿易送金手続の煩雑	・技術ロイヤルティを中心とした中国外への非貿易送金に関しては、複数の関連当局の許可事項となっており、商務局、版權局、商標局、知識産権局の許可、ならびに銀行による送金許可など手続きがあり、主要諸国と比較し過剰な登録事務要請である。 (継続)	・非貿易海外送金(特に技術ロイヤルティ契約に基づくロイヤルティ使用料)に関連する手続の簡素化。	
	日機輸	(3)	海外送金の上限規制	・海外送金に上限があり、中国政府により外貨送金の規制がより一層厳しくなっている。	・内容について問題のない送金であれば、送金できる金額を緩和して欲しい。	



	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
11		日機輸	(4)	政府によるロイヤルティ率引下げ要求	・ロイヤルティ料率について、商務局から呼び出しを受け、料率の低減を求められる。特段合理的な理由も(当事会社としては)感じられないし、自由輸入技術の場合は技術援助契約の審査制はなくなった(登録制に移行した)にも拘らず、結果的に料率を変更させられた例はないが、当局交渉に時間がかかり、支払時期が遅延。 (継続)	・審査認可を必要としない技術輸入に関しては、法令通り運用していただき、事実上の審査を行うことは避けていただきたい。	・技術輸出入管理条例第17条
		日機輸 自動部品	(5)	税関のロイヤルティ調査による企業の対応負担の増加	・近年、ロイヤルティ調査が強化されているが、税関からどのような根拠・基準に基づいて課税の必要性を判断しているかの情報は相変わらず開示されていない。企業の主張及び説明に対して、税関が同意しない場合でも、その理由を明確にせず、企業に主張を立証するように一方的に求める。 過去に行われたロイヤルティ調査において、複数の中国子会社が同時期に一斉に調査を受ける場合があった。提出書類の準備や税関への説明に多くの時間と工数を要する。 ・税関での税込不足による強硬策について、2015年から2016年にかけて、税関の税込目標を達成することから、自動車業界のメーカーに対して税関でのロイヤルティ支払い有無の確認があった。 輸入設備が専用設備であり、且つロイヤルティ使用と関係があると判断され、過去3年間に遡った追徴課税を納付するよう指示を受けた。	・税関総署から各地税関に対して、企業への対応負担を減らすため、判断根拠を明確に提示するよう、指導を要望する。 ・また、ビジネスへの影響回避のため、グループ企業に対する調査の時期をずらす、税関の対応窓口を一本化する等の配慮を要望する。 ・税関の公告は、2016年に自動車業界のメーカー狙ったものであり、不公平感がある対応が目立った(2016年に他の業界は受けていない)。	・税関総署213号令「中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」 ・輸出入貨物通関申告書記入規範の改正に関する公告
		JEITA	(6)	PE課税拡大解釈により駐在員給与の本社向け送金停止	・駐在社員の給与の日本本社への送金が、PE対象と疑われ送金が止まることが多発していた。国家税務総局が細則を発行することで収束に向かっていたが、実際には発行されておらず再燃が懸念される。 (継続)	・恒久的施設の拡大解釈を止め厳格に運用すること。	
		日機輸	(7)	立替金の回収困難	・外国取引先に協力する立替金の回収は難しい。 例:お客様から新規部品の依頼開発に、お客様の専用金型の立替金を回収する時に、銀行は輸出申告書の提供を要求される。しかし、部材を製造するために金型を国内で使用が必要であるため輸出申告書がない。	・規制を緩和して双方の契約だけを提示する。	
12	為替管理	日機輸	(1)	外貨送金規制の厳格・手続煩雑	・国家外貨管理局によるクロスボーダー人民元建て受払い、外貨支払・受取規制について、緩和されつつあるものの、依然として、人民元転や立替払い費用の外貨送金など様々な場面において煩雑な手続などにより不便を強いられている。 外貨管理上、クロスボーダーの相殺の可否が不透明である。 (内容、要望ともに追加)	・外資企業に対する送金の原則自由化と手続きの簡素化を強く要望する。 ・クロスボーダー相殺の自由化また禁止・制限される場合は、その要件の明確化をお願いしたい。 ・外貨送金手続きの明確化と簡素化の実行。	・外貨管理条例、「直接投資外貨管理をさらに簡素化することに関する問題についての通知」(2011.11.23 国家外貨管理局)
		JEITA			・海外への仕入支払について、外貨管理局の指導により銀行へのエビデンスの提出資料が増加し、送金準備に大きな労力が必要となっている。また、銀行でのチェックに時間がかかり、着金が遅れるなどビジネスにも支障が出ている。最近では虚偽による外貨送金に対して規制が強化されているが、ビジネス実態のある外貨送金にまで影響が出ている。 (追加)		
		日機輸			・中国においては外貨流出の制限のため、中国外の会社に対し支払いができない。(中国国内会社から費用の回収ができない)	・海外送金の規制を緩和してほしい。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> <li>中国国内プロジェクト向けに、サブコンとして中国企業(自社工場、合弁会社を含む)を起用する場合、外貨送金規制により、中国国内調達品に対しては外貨を受領できない。</li> <li>やむなく中国企業とのコンソーシアム、Off/On portion契約分割などとせざるを得ず、実態にそぐわない契約形態、契約責任が曖昧、客先にとって不都合などの不都合が発生。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外企業との契約においては、外貨送金規制を撤廃。</li> </ul>	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> <li>5万ドルを下回る非貿易の送金は事前に税務局へ申告する必要があり、5万ドルを上回る非貿易の送金は銀行に納税証明書を提出する必要がある。中継貿易の送金手続きが厳しくなり、送金用資料提出は以前より多く銀行から要求されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外送金に関連する資料の要求の統一化。</li> </ul>	銀行より電話での口頭要求
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> <li>中国政府の資本流出の抑制政策により、海外送金の規制が強化され、税務備案手続きが複雑となった。備案の提出から認許までに時間を要し、支払が遅延することとなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制緩和、手続きの簡略化をお願いしたい。</li> </ul>	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> <li>中国国内に設立した合弁会社から資本撤退することとなり、2016年12月に持分譲渡先の中国企業からの譲渡金(USD)の送金を待っていたところ、正当に送金申請されたにもかかわらず、中国当局の指導により、送金が許可されなかった。現時点(2017年2月上旬)においても送金が許可されない状態が続いている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(急激な外貨流出を防ぐための政策のようだが、)外貨送金のスムーズな運用を確保頂きたい。</li> </ul>	
	自動部品			<ul style="list-style-type: none"> <li>函面代や開発費等の無形資産に対する支払いに対し、外貨支払いが非常に困難、支払手続きの規制厳しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外貨管理規制の緩和。</li> </ul>	外貨管理規制
	日製紙			<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年年末に、為替リスク回避のため、現行の円建て親子ローンの繰り上げ返済を検討したが、外貨登記段階で繰り上げ返済不可となっていたため、返済できなかった。2016年前半までは外貨登記内容を変更し、繰り上げ返済を実行することができたようだが、後半に入り元安が進行するとともに外貨規制が厳しくなり、登記内容の変更が不可となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>元のポジションにかかわらず、企業側の事情に応じて自由に繰り上げ返済できるよう、外貨規制を緩和してほしい。</li> </ul>	
日機輸			<ul style="list-style-type: none"> <li>外貨送金時(外貨調達)において、異地での外貨調達禁止。(ex 唐山松下の場合、唐山市内金融機関のみでの調達が可能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記問題は、中国全体での動き個別解決には限界</li> </ul>		
日機輸	(2)	人民元建てクロスボーダー經常取引決済規制		<ul style="list-style-type: none"> <li>各銀行単位で、人民元建てのクロスボーダー經常取引において回収を上回る支払いができない。</li> <li>2012年8月1日以降、貿易取引決済は規制緩和。しかし依然として通関時の照合等の手続きが厳格かつ煩雑。かつ最近では更に手続き煩雑化傾向。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人民元建てクロスボーダーの經常取引の自由化。</li> <li>規制緩和、手続きの簡素化。</li> </ul>	人民銀行の口頭指導
日機輸	(3)	人民元建てクロスボーダー資本取引規制		<ul style="list-style-type: none"> <li>人民元建てのクロスボーダー資本取引(預け金・配当等)が人民銀行の承認事項となり、実質全て停止されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クロスボーダー資本取引の自由化。</li> </ul>	人民銀行 銀発306号

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	日機輸	(4)	中国内の非融資性債権に対するクロスボーダー担保制限	・中国内取引に対するクロスボーダーでの担保(外保内貸)について、融資性債権に対するものに限定されているため、通常の売買取引等におけるクロスボーダー担保が認められない。	・中国内の非融資性債権に対するクロスボーダー担保の自由化をお願いしたい。	・「クロスボーダー保証外貨管理規定」公布に関する通知([2014]29号 国家外貨管理局)
	日機輸	(5)	海外からの送金における90日ルール	・中国から成果物の輸出後90日以内に対価の入金がないと、その後の海外からの送金が極めて煩雑になる。当企業グループ以外の日本の会社で標準支払いサイトが90日あるいはそれ以上の会社があり、取引に困難をきたす。 (継続)	・90日ルールの緩和または撤廃。	・「貿易信贷登記管理(延期收款部分)操作指引」
	日機輸	(6)	三国間貿易の決済手続き厳格化	<p>・三国間貿易の決済に係る必要エビデンスが厳格化され、B/L原本の提出が必須となった。Air Waybillでの対応もできなくなり空輸での三国間取引が不可能になるなど、貿易取引における大きな障害となっている。</p> <p>・三国間貿易の外貨決済(送金)につき、取引の真実性の確認が難しい事から、最近では手続きを厳格化する傾向にある。証憑確認の厳格化が求められているが、輸通関も輸入通関も行わないことから、貿易決済時に中国では必要な書類が十分に揃わないため、船荷証券の原本提出といった対応が難しく、今後の企業経営に大きな影響を及ぼす可能性があり、自由貿易とは真逆の方向に進みつつあることを懸念している。</p> <p>・中国政府クロスボーダー資金流動によるリスクを防ぐため、三国間貿易収支管理強化。</p> <p>・2017年に入り、三国間貿易の代金の決済におけるエビデンスの厳格化、総量規制、両替規制など、銀行向けの口頭指導の名のもとに規制が強化され、対応に苦労している。</p> <p>・日本・中国・イラクの三国間取引で、製品(物流)は日本から直接イラクへ発送し中国を経由しない。中国から日本への代金支払いについて、製品(物流)と異なる代金支払いの為、中国外貨管理局が代金支払いに必要な書類が度々変更、支払いが制限されている。</p>	<p>・従前どおり、B/L、Air Waybillについては公章押印済のコピーでも決済可能としていただきたい。</p> <p>・規制の緩和。</p> <p>・外貨貿易決済の改善等。</p>	<p>・匯総発[2016]103号「国家外貨管理局総公司より銀行外貨業務規則違反事例についての通報」</p>
	日製紙				<p>・通常の三国間貿易の取引はやりにくくなり、簡素化してほしい。</p> <p>・口頭指導という形での規制ではなく、法律・規則に基づき、書面、且つ、企業に十分な準備期間を与えた上での政策発表をしてほしい。</p>	<p>・匯発[2016]7号</p>
	日機輸				<p>・左記取引の簡易化。</p>	<p>・口頭指導</p>
	JPETA				<p>・国家外貨管理局総公司</p> <p>・「国家外貨管理局総公司から銀行外貨業務規則違反事例についての通報」</p> <p>・銀行からの通知書</p>	
	日化協					
日機輸	(7)	外貨資本金の人民元転規制	<p>・5万ドル以上の非貿易(コンサル費)の支払は税務局に備案後送金できだが、送金後の監査対応は、監査書類が明確にされていないため平日準備できず、監査される際の対応が困難。 (継続)</p> <p>・人民元転や立替払い費用の外貨送金など様々な場面において煩雑な手続きがあり、規制回避/支払期日遵守のための時間やコストを要し、業務効率を大きく下げる要因となっている。 例:税金を払ってからでないと送金できない。 (継続)</p>	<p>・平日準備のため監査項目とサポート資料を明確にしてほしい。</p> <p>・規制の緩和と手続きの簡略化。</p>	<p>・「サービス貿易に係わる外貨管理法規」(匯発[2013]40号)</p> <p>・「外貨管理条例」</p> <p>・中国人民銀行上海分行「上海市銀行同業公会への回答」</p> <p>・「直接投資に係る外資管理政策のさらなる改善・調整に関する通知」(2012年、国家外貨管理局)</p> <p>・「外国為替管理条例」等</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	JEITA			・中国内の企業が外国企業のために人民元で立て替えた費用を、外貨で回収することができない。 取引契約を締結した上で、サービスフィー等の名目で回収する場合は、別途営業税が課税されることになってしまう。 (継続)	・人民元立替の外貨建請求の容認。	
	日機輸	(8)	出向者日本払給与等の送金困難	・「サービス貿易に係わる外貨管理法規(匯発[2013]30号)」、「サービス貿易などの項目の対外支払税務備案に係わる問題についての公告[2013]40号」の施行(2013年9月1日)により、日本払給与の事前備案がなかなか受理されず送金が困難になっている。 (継続)	・法規発表前、運用ルールの整備が必要。	・「サービス貿易に係わる外貨管理法規」(匯発[2013]30号) ・「サービス貿易などの項目の対外支払税務備案に係わる問題についての公告」[2013]40号
	日機輸 建産協	(9)	債権・債務の相殺の困難	・親子会社間でさえも債権債務の相殺が認められておらず、送金手数料等の費用が発生することとなる。 (継続) ・日本本社は中国子会社にサービスフィーを支払う一方で、中国子会社は日本本社に借入保証料を支払うことがある。中国から日本へ借入保証料を支払う際に、送金手数料の方が高いケースがある。相殺処理できないため、中国現地で非合理的な費用が発生してしまう。 (継続)	・規制緩和により、親子会社間での相殺処理ができるよう要望したい。 ・合理的な債権・債務相殺について規制を緩和する。	
	建産協	(10)	急激な為替変動	・中・米・日の政策変更により、急激な為替変動が発生しており、中国からの輸出メリットの維持継続が困難。	・為替安定。 ・為替予約手続きの簡素化。	
	日機輸	(11)	出資持分代金の調整不可	・出資持分譲渡にあたり、closing時の当該企業の資産状況に応じて売買代金の調整を行うことが一般的に行われるが、中国においては、出資持分譲渡にかかる許認可との関係および対外送金の可否が不透明であり、このような調整ができない。	・左記売買代金の調整における手続きの明確化をお願いしたい。	
13 金融	日機輸	(1)	金融機関への貸付総量規制	・金融機関に対する通達・口頭指導等により、貸付総量規制が行われる。 (継続)	・金融自由化。	・諸通達
	日機輸	(2)	中国金融機関の国内融資規制強化	・一銀行からの一会社グループ、一会社に対する貸出、与信規制が存在。 ・預貸比率管理が強化。 ・短期外債枠削減。 (継続)	・不動産や投機行為に対する規制は必要だが、事業会社に対する規制を緩和して欲しい。	・「銀行法」等
	JPETA	(3)	厳格な運転資金借入要件	・金融機関からの運転資金目的の短期借入に関し、支払事実を証明する書類を銀行に提出しなければロールオーバーができない制度となっているが、売掛金回収遅延が状態化している中国においてこのような制度では資金を回すことは困難。 (継続)	・制度を諸外国並みに緩和して欲しい。	
	日機輸	(4)	進出企業の海外資金調達規制	・投資差等で枠が縛られているため、また、当局の金融コントロールにより、必要な資金が調達できないリスクがある。 (継続)	・外貨管理規制の一層の緩和。 ・投資差の縛りの廃止。	・「外貨管理弁法」2003第28号 ・「国家外貨管理局通知

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
13	日機輸	(5)	グループ金融における最適金利設定の困難	・グループ金融会社(財務公司)が直接行うグループ金融において、グループ最適の金利設定ができない。 (一部削除)	・金利自由化(預金)。	・人民元金利管理規程
	日機輸	(6)	銀行融資及び株式市場からの資金調達の困難	・これまでグループ金融会社(財務公司)から融資を受けてきたが、今後、同様の融資を受けることが難しくなる可能性がある。銀行からの融資や株式市場からの資金調達は規制が厳しく可能性が低いことに加え、制度も不備である。 (継続)	・外資企業向け環境の改善(規制緩和)。 ・外資系企業が株式市場に上場できるよう制度を整備していただきたい。	
	日機輸	(7)	国外貸付への規制強化	・当社中国内資金のグローバル活用のための他地域財務拠点への貸付が実質的に困難な状況になった。	・資金の国外貸付自由化。	・中国人民銀行通達(2016年306号分)
	日機輸	(8)	金融関連ルールの突然の変更	・金融情勢の変化に応じて金融関連ルールの変更が頻発し、且つ唐突に実施され、資金決済等の実務に重大な支障をきたしている。	・金融関連ルール変更には当たっては、公布から施行まで十分な猶予期間を設定願いたい。	
14 税制	日機輸	(1)	中国独自の税制	・外国法人に対する特別税制が多く、移転価格税制、繰延欠損金制度などは欧米諸国での一般的な税制と異なる。移転価格では、一定の利益水準を求められる(みなし利益率課税)。 (内容、要望ともに追加)	・法整備と法に基づいた公正な税務調査の実施。 ・グローバルスタンダードに近い税制運用。 ・日中二国間での取り決め、統一化。	・企業所得税法
	日機輸	(2)	役務提供・出向者へのPE課税の拡大の解釈	・日本法人から現地会社に様々な役務提供をしている。必ずしも技術援助とは関係ないものも多数含まれるが、税務当局はこれらを全て技術援助に基づくプロジェクトと看做し、「コンサルタント業務が6ヶ月を超える」としてPE認定を主張。日本からの出張者について個人所得税の納税を求められる(広州)。日中租税条約では、「6ヶ月以上のコンサルタント役務提供」がPEとみなされるが、こうした規定は主要先進国との租税条約にはみられない。また、当該規定に基づく中国税務当局の運用においては、「1つのプロジェクト」があまりにも幅広く解釈されており、異なる役務内容も1プロジェクトとみなされ、出張者の滞在期間を合算するため、容易にPEが認定される。 (継続、要望変更) ・香港会社国籍者が中国へ183日を超えた出張者は所得申告の必要あり。 (継続、要望変更)	・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。 ・新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保していただきたい。 ・税法の整備、解釈運用の一元化及び透明化。 ・不合理なPE認定の停止。 ・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。 ・新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保していただきたい。 ・税法の整備、解釈運用の一元化及び透明化。 ・不合理なPE認定の停止。	・日中租税条約第5条5項 ・企業所得税法 ・「租税条約の特許使用料条項に関わる問題の執行に関する通知」国税函【2009】507号 ・非居民企業所得税査定徴収管理規則(国税2010/19号)

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸			<p>・日本の事業場在籍の駐在者が深セン地区の生産委託会社の増産体制確立に向けて駐在をしている。人件費負担は駐在員契約に基づき日本側で負担、本来は出向者に切り替えた上で業務委託契約を交わして日本へ請求すべきところが、日本の事業場は深センの会社とは実際の委託する業務がなく”業務委託契約の締結”が非常に困難な状況。 (継続、要望変更)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。</li> <li>・新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保していただきたい。</li> <li>・税法の整備、解釈運用の一元化及び透明化。</li> <li>・不合理なPE認定の停止。</li> </ul>	
	日機輸			<p>・親元が技術援助のために、現地会社に短期支援者を派遣することにより役務費が発生した場合、その役務の属性(技術導入活動か一般活動か)や活動期間や件名の棲み分け方などにより、その税法上の認定基準は整合されておらず、その結果、企業は契約の際に、正しく扱えなくなり、PEと認定されてしまう危険性がある。 (継続、要望変更)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。</li> <li>・新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保していただきたい。</li> <li>・税法の整備、解釈運用の一元化及び透明化。</li> <li>・不合理なPE認定の停止。</li> </ul>	
	日機輸			<p>・税制が特に改正されたわけではないが、広州で2010年、突然PE課税に対する徴収が強化され、出張者の中国滞在期間が個人でなくプロジェクト単位合計での徴収となった。 (継続、要望変更)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。</li> <li>・新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保していただきたい。</li> <li>・税法の整備、解釈運用の一元化及び透明化。</li> <li>・不合理なPE認定の停止。</li> </ul>	
	日機輸			<p>・中国へ役務提供などの請求を行うとPE認定され、中国での所得税課税のリスクが生じるケースがある。 (継続、要望変更)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・租税条約の改正を望む。当面は、租税条約に基づく中国税務当局の運用の改善を望む。</li> <li>・新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保していただきたい。</li> <li>・税法の整備、解釈運用の一元化及び透明化。</li> <li>・不合理なPE認定の停止。</li> </ul>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中租税条約通りに運用がされていない。</li> <li>中国国内法(企業所得税法)では、外国企業が中国内で行う役務提供については、その法人所得税は全て源泉徴収方式での課税となっている。しかし役務提供が短期間(6カ月未満)で終わる場合は中国に課税権はないので、免税での送金が可能なはずだが、実際には税務局の判断で免税となることはほとんどない。</li> <li>・2010年度より中国進出拠点の内、広州市地区内の子会社への技術支援分の法人PE課税を受けて、現地で源泉所得税に代わる企業所得税を申告納付している。PE認定の根拠となる日中租税条約の解釈が6か月183日としても支援出張1日を1か月としてカウントされている。</li> </ul> (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中租税条約の厳格な運用を国レベルで交渉頂きたい。</li> <li>・日中相互協議で議題として俎上に掲げていただき、租税条約の考え方を含めて改善していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中租税条約</li> <li>・企業所得税法第58条</li> <li>・日中租税条約第5条</li> <li>・国税発[2010]19号通達第5条</li> </ul>
	日機輸	(3)	連結納税の内外差別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の国有企業には認められていると聞く連結納税が外資には認められていない。グループとしての実効税率が非常に高く、積極的な投資ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外資への連結納税の導入をお願いしたい。</li> </ul>	
	日機輸	(4)	営業税から増値税への移行改革による税負担増	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年7月より5%の営業税が増値税へ完全移行され、全国にて増値税の統一化が実施された。それに伴い、会社としては営業税税率の5%から増値税税率の6%に適用変更となった為、税負担が増加した。</li> <li>・営業税税制改革(2016年5月1日から)を行ったとともに、理屈上にはすべての会社経営コストに係わる仮払い増値税が控除可能になるはずだが、しかし、定額発票のような多種書式があって、増値税控除ができないケースも存している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業所得税との相殺で税負担を軽減させる為、サプライヤ等に対し可能な限り増値税専用発票での請求を依頼しており、これに対するサポート。</li> <li>・税制変更の時、税目や税率変更だけではなく、全国にて発票書式の変更、統一など通達とか、スケジュールとか同時に考えていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財税[2016]36号</li> <li>・財税[2016]36番 国家税務局 営業税から増値税に変更の試行通知</li> </ul>
	時計協	(5)	高率の増値税賦課による競争力の低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2006年4月よりCIF RMB10,000以上の商品に対して20%の消費税がかけられるようになった。</li> </ul> (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税の削減。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関税規則</li> <li>・条例</li> </ul>
	JPETA	(6)	増値税の不還付・遅延	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在庫商売・薄利商売の企業は、仮払増値税 &gt; 仮受増値税が恒常化、増値税納付過多、BS上、未収増値税が残る形となる。次月以降に調整がなされていくが、一定期間、現金が税務署に据え置かれている状況。保税区内でも仮払増値税が発生するも、企業の形態によっては、仮受増値税が発生しない場合もあり、会計上・税務上の処理が不明確。</li> </ul> (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未収増値税還付制度の構築、検討を強く希望する。</li> <li>・新制度を明確にして頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財税[2012]39号</li> </ul>
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国国内貿易会社(上海自由貿易試験区企業)経由、中国サプライヤ名義で輸出通関後、直接港から海外へ輸出したが、外貨が中国企業からの支払となるため、中国サプライヤは増値税の還付を受けられない(昆山、無錫、大連など)。</li> <li>外貨制度は緩和されているが税制にリンクしていない。また、地方税務局により見解が違うため、企業は新制度を十分に享受できない。</li> </ul> (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出増値税については全額還付として欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出貨物労務増値税と消費税管理弁法</li> </ul>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日鉄連	(7)	増値税還付率の不安定・変更	<p>・2006年9月以降、輸出急増に伴う海外との貿易摩擦回避のために、鉄鋼製品に対する輸出増値税の還付率が段階的に引き下げられてきたが、2008年後半以降は世界的な需要低迷により輸出が急減。輸出奨励の観点からこれまでの方針を一転させ、段階的に還付率引上げを実施。</p> <p>2010年6月22日、財政部は鉄鋼製品48品目(HS)で還付率(従来9%)の撤廃を発表、同年7月15日より実施。省エネ・排出削減に向けて、資源・エネルギー消費の多い製品の輸出抑制を図る方針の一環。</p> <p>2013年1月1日、増値税還付率の一部拡大(9% 13% :旧コード:722790から細分し新設した7227.9010、7227.9090が対象)。</p> <p>(継続)</p> <p>(改善)</p> <p>・2015年1月1日、ボロン添加合金鋼を対象にした増値税還付制度が廃止。但し、合金鋼鋼板類については、制度が存続。</p>	<p>・安定的な輸出政策の維持による輸出企業の混乱回避。</p>	<p>・財政部 関于取消部分商品退稅的通知(財稅〔2010〕57号)</p>
	日鉄連					
	日機輸	(8)	複雑な増値税還付	<p>・増値税還付が受けられる、受けられない、あるいは還付率が物品で異なる。</p>	<p>・増値税還付手続きの簡素化。</p>	
	日機輸	(9)	輸入設備の増値税還付手続きの不合理	<p>・輸入した設備の増値税は基本還付請求可能となっているが、売上付加価値部分の範囲でのみ還付される。しかし、前工程に対する設備投資を行った場合、売上が増加しないことから還付期間が長期(5年程度)に及ぶ。</p> <p>(継続)</p>	<p>・通常の商品輸出入と輸入設備を分割してほしい。かつ、基本、増値税の還付は一括処理としてほしい。</p>	
	JPETA	(10)	保税區企業の増値税の仕入税額控除の限定	<p>・保税區企業においては人民元建て調達した材料・資材及びその他費用支払時に発生する増値税は、人民元販売に対応する分しか控除が受けられない。大半の企業が保税販売をメインとしている中、控除できない増値税はコストとせざるを得ず、結果的に競争力を削ぐ結果となり、保税區(自貿區)に進出するメリットがない。</p> <p>(継続)</p>	<p>・日本と同様、未収増値税は確定申告により還付を受けられるようにしてほしい。</p>	
	日機輸	(11)	みなし課税の適用	<p>・移転価格課税として、企業の実態に合わないみなし利益率による課税が実施されている。また、二重課税を救済する為の相互協議が機能していない。</p> <p>(継続)</p>	<p>・企業実態にあった利益率での課税を行うように改めてほしい。</p>	
	日機輸	(12)	日中二国間のAPA制度の不活用	<p>・移転価格税制におけるAPA(事前協議)が、制度はあるものの、実態として進んでいない。</p> <p>(継続)</p>	<p>・税制の国際標準化。</p>	
	JEITA	(13)	BEPS対応による移転価格税文書化義務の強化・手続き	<p>・OECDが取りまとめているBEPS対応により、移転価格税制への対応が大きく変化している。マスターファイルや国別報告など具備資料の増加や移転価格文書(従来の同期文書)の更なる情報開示など、企業負担の増加が顕著である。</p> <p>(継続)</p>	<p>・二重課税解消をより円滑に実施してもらえるような制限や義務の制定。</p>	
	日機輸	(14)	営業税が日中租税条約の外国税額控除対象外	<p>・営業税が、日中租税条約における外国税額控除の対象となっておらず、企業負担を強いられている。</p> <p>(継続)</p>	<p>・営業税を日中租税条約における外国税額控除の対象としてほしい。</p>	



区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸	(15)	税制実施規則の猶予期間の不足	<p>・一般的に見て、税務や外貨管理の分野で実施細則が法施行直前や事後になる事例は減っていない。特に、大きな法令改正の場合は何らかの問題が生じている。</p> <p>例えば、上海地区の増値税改革の際には、2012年1月1日施行にも関わらず、当社への通知は2011年11月末と直前であった。また実施細則が定まらなかったため、法令施行後も一部の請求書が発行できなかった。</p> <p>また、2014年は固定資産の金額基準が引き上げられたが、4Qの大綱発令時点では詳細が固まっておらず、年末にかけて実務が把握できていくという実態であった。また、2015年初からではなく2014年初に遡って適用という面倒な方式であった。2016年の増値税改革の全国実施は3月末に「5月1日から全面実施」と決まったが、明らかに準備期間が不足、全国的に大混乱し業務に大きな影響があった。現在も進展なし。(2017年1月時点)</p> <p>(追加)</p> <p>・実施時期直前に改正が行われ、細則がその後になるため、実務の対応が実質出来ないケースがある。</p> <p>&lt; 事例 &gt;</p> <p>2014年に固定資産の金額引き上げが行われた。しかし2014年第4四半期時点の大綱発令では詳細が固まっておらず、年末になってようやく国税実務担当者から連絡が入る状況となった。</p> <p>結果、適用範囲が2014年期初に遡っての対応を要求される事態となり、会計管理上、非常に混乱してしまった。</p>	<p>・計画的な実施と施行前の詳細規程の整備を図って頂きたい。</p> <p>・実務面を考慮した改正をして頂きたい。</p>	
	日機輸	(16)	税制改正実施の不透明	<p>・税務当局が銀行を集めた説明会において、口頭説明のみで説明内容について文書による通達がないことが多く、各種措置の強制力や判断基準が不明確となり、対応に苦慮することが往々に発生する(域外貸付取扱規制等)。</p> <p>(継続)</p>	<p>・明確な文書化(通達)をお願いしたい。</p>	
	日機輸	(17)	税制改正の逐次的把握困難	<p>・度重なる税制改正、特殊税制の一部地域への試験的導入等、本邦側での税制改正の逐次把握が困難。また、地域毎に税務当局のレベルに差があり、進出地域によっては不当な納税義務が生じうる点を問題視している。</p> <p>(継続、要望は文言を直して継続にする)</p>	<p>・均一且つ均質な税制体系の再構築。</p>	
	自動部品	(18)	税法の解釈・制度運用の恣意性	<p>・税法の解釈が安定しない。担当者によって、頻繁に判断が変更される。税法以外の個別通達が多く、税務局員ですら、最新通達を認識していないこともある。</p> <p>(継続)</p> <p>・特殊性税務処理については明確な規定があるにも関わらず、実際に投資性会社(統括会社)が既存の親会社出資現法を子会社化する傘下化(株寄せ)を実施しても担当税務当局からキャピタルゲイン課税の繰り延べについての承認を得られない可能性があるため実施することができない状況が継続している。</p> <p>(継続)</p>	<p>・税法実施の統一。</p> <p>・準拠規定に沿って、企業が特殊性税務処理適用申請を提出したら担当税務当局が速やかに承認手続をとるような対応を全国的に実施していただきたい。</p>	<p>・中国財税[2009]59号</p> <p>・中国国家税務総局公告2013年第72号</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> <li>・CIE/CIES二社統合手続きにおいて、上海市税務局の見解が関連法令と異なっており、結果、適格再編処理が認められず、交渉の長期化と非適格再編への方針変更を余儀なくされている。具体的な問題点は以下の3点である。</li> <li>上海市税務局の態度は明らかに関連法令を無視していること</li> <li>日本の国税庁にあたる国家税務総局も下級税務署に対して関連法令順守を徹底していないこと</li> <li>関係する税務局の各部署の見解が異なること、また同一部署でも見解変更が相次ぐこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連法令の厳格な運用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財税[2009]59号「企業再編業務に係る企業所得税処理に関する若干の問題についての公告」通称「59号通達」</li> </ul>
	日機輸	(19)	同一月内納税申告義務への対応困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年1月1日より、当月販売件名分は必ず当月以内に納税申告を完了しなければならなくなった。(以前は翌月15日以内に納税申告を完了。)</li> </ul> (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税リードタイムの延長をお願いしたい。</li> </ul>	
	日機輸	(20)	国税局と地方税局との連携不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市建設税などの地方税は増値税に関わり、増値税申請、納付、還付などは国税局の認定、許可が必要。国税局側の原因で認定、許可が遅くなる場合、地方税の負担に増減が発生(特に新規、改定の際)。その場合、国税局、地方税局の連携が悪い。</li> </ul> (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税局、地方税局との連携性を改善していただきたい。</li> </ul>	
	日機輸	(21)	税務行政の地域による不統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税還付申請の際の税務署の管理方法や提出する書類が税務署の所在する地域によって違う。お互いに違う地域に所在する取引当事者の間では、関連資料の提供や契約締結上の認識の統一までかなりの手数がかかり、税還付申請に影響を与える。</li> </ul> (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税法の実施面での統一。</li> </ul>	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ条文であっても、地方により解釈が異なり、統一した対応が取りづらい。</li> </ul> 事例：五険一金制度 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国として統一した解釈を示して欲しい。</li> </ul>	
	JPETA	(22)	高い減価償却の残存価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として残存価額は取得価額の10%と高い為、税金コスト、除却時コスト負担大。</li> </ul> (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備忘価格まで償却させてほしい。(現在、日本の場合は1円)</li> </ul>	
	日機輸	(23)	出張者の個人所得税納税手続の煩雑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PE税のうち出張者の個人所得税については、毎月管轄税務局の窓口まで直接支払いに行かなければならない。極めて非効率的である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振込ができるようにしてほしい。</li> </ul>	
	日機輸	(24)	環境保護税の損金算入不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境保護税」の損金算入が認められない場合には、企業にとって企業所得税の負担増になる(「汚染物質排出費用」は損金算入可)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業努力により数値改善(ex.前年度よりも環境保護税の納税額減少)した企業には、一定額の税金還付が適用されるなど、企業にとって税負担軽減となる措置を考慮頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中華人民共和国環境保護税法</li> </ul>
自動部品	(25)	現地輸入部品への技術費用課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係会社への輸出部品(現地輸入部品)の技術費用課税に対する地区税関の主張が強く、不当に安価に販売(調達)しており、技術費用相当分の追徴課税を要求される。</li> <li>・過剰に高い価格での部品販売は、現地の価格競争力を落とし、事業拡大の足かせとなりかねない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の輸出部品は技術許可契約(ロイヤルティ)対象外であるという主張をご理解頂きたい。</li> </ul>		

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日化協	(26)	出向者の日本の社会保険料会社負担分に対する個人所得稅負担	・2011年1月4日公布国家稅務總局公告(2011)2号にて国税發(1998)101号が失効、廃止されたことに伴い、出向者の日本の社会保険料会社負担部分が個人所得稅の対象となった。	・日本の法律で定められた社会保険料の会社負担については個人所得稅とは言い難く、個人所得稅の非課稅対象とするなどの措置を希望いたします。	・国家稅務總局公告(2011)2号 ・国税發(1998)101号(廃止)
16 雇用	日機輸	(1)	賃金の急上昇	・ワーカーの人手不足を背景に最低賃金が上昇。浙江省の最低賃金は10年約15%、11年約19%の大幅上昇で、年々収益の確保が難しくなる。毎年のように最低賃金が上昇している。(北京、天津、上海、深セン、広州、大連、杭州など)	・政府によるインフレ、物価高騰の抑制策実施と産業競争力確保のための適切な最低賃金の維持。 ・最低賃金の急激な引き上げの抑制。 ・技能工の大量育成及び労働力確保。 ・製造コスト力を保てるような改定。	・最低賃金法 ・第12次5カ年計画(2011年3月) ・最低賃金法 ・第12次5カ年計画(2011年3月) ・最低賃金法 ・第12次5カ年計画(2011年3月)
	日機輸			・2020年にかけて、国民収入を倍増させる方針が発表され、広州市は最低賃金の更なる引き上げを検討している。 (継続、要望一部削除)		
	日機輸			・ここ数年人件費が毎年10%以上上昇しており、自社利益を圧迫する大きな要因となっている。		
	日機輸	(2)	労働者保護色の強い労働契約法	・有期雇用の場合、更新2回ないし勤続10年で固定期間のない雇用契約を締結しなければならず、事業状況に促した要員調整が難しい。また、現行の中国労働契約法では、現地従業員の評価から判断したりストラ策ができない状況。 (継続)	・労使が公正な立場での法改正。 ・無期限雇用の契約締結の制約の見直し。	・「労働契約法」(2012年12月改正)
	日機輸	(3)	労働者の要求の過激化	・中国全土 - サボタージュやストライキなどの示威行動により賃金や福祉条件の過激な向上要求をされる労務リスクが高まり、安定した経営活動の阻害要因となつつある。 - ストライキ権の権利や規制に関する法的な根拠が曖昧。 - 政府の指導は、工会(共産党組織)活動の強化とそのチャンネルを通じての課題解決を推奨。これは法的な規制ではなく、行政的な指導であり、工会への求心力が弱い企業にとっては、経営側は弱い立場に陥りやすい。 (継続)	・ストライキ、サボタージュ(罷業)に対する法整備。	・広東省企業集団契約条例(2015年1月)
日機輸	(4)	労働紛争に関する法律の未整備	・労働争議等に対する法規制が曖昧で解決に多くの時間と労力を要する。 (継続)	・ストライキ、サボタージュ(罷業)に対する法整備。	・広東省企業集団契約条例(2015年1月)	
日機輸			・ストライキが法律で禁止されていないため、許可していると解釈されていると推定される。広東省企業集団契約条例(2015年1月施行)は、ストライキを法律で規制する反面、企業としては労働コストの更なる上昇や福利厚生を強いられる。 (継続)			
日機輸	(5)	外国人就労許可取得要件の厳格化	・2017年4月より施行予定の外国人就業許可の新制度において、以下の点は新制度の目的である高度人材外国人の入国を妨げる恐れがあり懸念される。 加点要素のうち、「その他特殊人材」に対しては20点までポイントがつくとされているが、加点の基準が発表されていないこと。 60歳を超えるシニア層に対してはポイント取得が難しくなったこと。 また学歴がポイント項目になっており、特に学士以上と学士未満で大きな	・「その他特殊人材」には最大20点と配点も大きい。基準と運用を明確にして頂きたい。 シニア層の有効活用が今後進んでいく中で逆行しているため、基準の緩和を検討頂きたい。(シニア層でも高度人材	・外国人出入管理條例	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		<p>日機輸 自動部品</p> <p>日機輸</p> <p>日機輸 自動部品 フル工</p> <p>日機輸</p> <p>日機輸</p> <p>日製紙</p> <p>日機輸</p>			<p>差がつけられたこと。</p> <p>・新法施行により、各都市で無犯罪証明書の取得が義務付けられ、また書類の中国領事認証を求め等、手続きに費用と工数がかかる。</p> <p>・2017年4月から本格運用が開始される外国人就業許可制度のビザ取得条件についてCランク判定などとなった場合に新たな赴任者がビザ取得ができないとか、既存の駐在員でもビザの更新が認められず、帰国させられる可能性がある状況。</p> <p>・外国人の中国における就労がA類・B類・C類の3種に分類される。各派遣者の人財要件が各々のカテゴリー(A類・B類・C類)で規定されているいずれの条項に適合するかどうか、又はカテゴリー毎に規定されるポイントの合計により分類が決定される。</p> <p>本制度変更により、中国に今後新規に派遣となり就労許可を新規に取得する者、現派遣者で就労許可更新する者、並びに就労許可を取得した上で出張する者に、最悪就労許可が下りないケースがあり得るなどの影響が出る懸念がある。</p> <p>・2017年4月から外国人に対する就労ビザ発行基準が変更されるが、事業運営に大きな影響を与えないか心配。</p> <p>・就業証取得のための条件が変更され、技術者の派遣が以前より難しくなった。就業証の更新の都度、要求事項が異なり手続きも煩雑になっている。</p> <p>・設立間もない現地会社では、中短期での派遣者或いは長期滞在での日本親会社からの応援者の確保が必要であるが、昨年秋に公表された「外国人居留許可のランク分け」により、今後そのような派遣者の居留許可が困難になる恐れがある。</p> <p>・外国人就労者ランク付けに関して、不明瞭な点が多く、今後の中国のビジネス活動に関してどのような影響がでるのが読めない。駐在員の派遣が困難になる恐れがある。</p> <p>・60歳以上で学歴が高卒以下の場合、就業ビザ(Zビザ)が取得できない。このため、該当者については業務ビザ(Mビザ)を取得したうえで、中国での連続滞在日数が90日を超えないよう出国し、再度入国している。また業務ビザは期間が1年となっており、1年ごとに日本で更新する必要がある。</p> <p>・日本からの出向者の就業許可取得に際して、高学歴(大学卒業以上)者という規制があり、該当しない人での優秀人材を出向者として、確保できない。</p> <p>(継続)</p>	<p>外国人は存在する) 学歴項目の基準緩和を検討頂きたい。 (学士未満でも高度人材外国人は存在する)</p> <p>・中国領事館の認証は省略できるなど手続き簡略化を要望したい。</p> <p>・外国人就業許可制度をより明確に厳格にするのは良い事だが、従来から就業ビザを取得して駐在しているレベルの日本人人材については、引続き就業ビザを取得できるように対応頂きたい。</p> <p>・短期商用ビザ(Mビザ)への就業条件見直し。</p> <p>・新しい発行基準が事業運営に大きな影響を与えるのであれば早めに知りたい。</p> <p>・制度と手続きの緩和を希望する。</p> <p>・招へい会社(中国での登記会社)からの要請があれば、Cランク相当となっても居留証の発給がなされるように、規定の改定或いは通達等運用面での変更をお願いしたい。</p> <p>・法改正に関する状況を注視し、新しい情報が入ったら迅速に提供いただきたい。</p> <p>・年齢や学歴に関わらず、就業ビザを取得できるようにしてほしい。</p> <p>・就業許可取得の規制を高校卒業者以上に下げて頂きたい。</p>	<p>・外国人出入国管理条例</p> <p>・中国の就労許可制度</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輸	(6)	外国人就労ビザ取得手続の煩雑・遅延	<p>・中国で就労ビザを取得する場合、会社関係の書類や申請書以外にも健康証明書、居住証明書や公安局への届けなど、必要な書類や手続きが多く、取得までに非常に時間がかかる。</p> <p>(継続)</p> <p>・ビザ、居留許可の申請手続きに時間が掛かる、また必要書類が増え煩雑化している。パスポートを預ける期間が長期化しており、この期間は出国できない。</p> <p>(継続、要望追加)</p> <p>・中国のZビザを取得する際に、省毎に求められる提出書類が異なる為手続きが煩雑になる。また、ビザ申請において日本国内で事前に健康診断の受診が求められているが、これが手続きの期間を長期化する要因となっている。</p>	<p>・制度・手続きの緩和・簡素化。</p> <p>・健康診断は本国での事前診断による代替。</p> <p>・業務に支障が出ることから手続きの期間短縮化、簡素化をお願いしたい。</p> <p>・外国人中国就労許可制度の運用の明確化と安定を早期にお願いしたい。</p> <p>・健康診断の廃止を含めて手続きの簡素化を要望したい。</p>	<p>・新出入国管理法</p> <p>・新外国人出入国管理条例</p> <p>・外国人中国就労許可制度</p>
	日機輸	(7)	外国人居留ビザの取得手続き(パスポート預託)期間の長期化	<p>・2013年7月の入管法改正により、外国人居留ビザの審査が長期化、5業務日15業務日となった。都市により所要時間が異なるという情報もあるが、北京市はほぼ15日間で運用。今回の法改正により、居留ビザ延長申請などでパスポートを預けている期間の出張や会議等の商業活動に対して、大きな制約が生じている。</p> <p>現就労ビザは有効期間は1年間、毎年更新しなければならない。関係者に労力の負担が多い。世界的に見ても有効期間が短すぎる。</p> <p>(継続)</p>	<p>・ビザ審査期間の短縮、簡素化を強くお願いしたい。</p> <p>・外交平等の原則に基づき、日本で就労する中国人に与えるビザ(1-10年間)に対等な就労ビザ有効期間を与える。</p>	<p>・「中華人民共和国外国人出入国管理条例」第30条</p> <p>・「出入国管理法」</p>
	日機輸	(8)	外国人短期就業ビザ・居留証の取得手続の煩雑・不透明	<p>・人力資源社会保障部、外交部などにより共同で定められた「外国人が入国して短期業務を遂行することの関連手続き手順(試行)」(人社部発[2014]78号)によれば、短期出張者に対して就業ビザ及び居留証の取得が義務付けられることになり、手続きが煩雑化する。日本国籍を有する場合には、通常、日中間で締結された免除協定により中国での滞在日数が15日以内であれば滞在理由を問わずノービザでの入国が可能だったが、短期滞在者がある業務に従事する目的で入国する場合、免除協定の締結国の人員であっても入国前に就業ビザの取得が要請されるようになった。</p> <p>(継続)</p> <p>・各地域の公安・労働局では、実際の運用、基準が統一されておらず、徹底度が地域によって異なっている。</p>	<p>・免除協定の締結国の人員に対する手続きの簡素化。</p> <p>・通知内容と公安・労働局での実際の運用に齟齬が起きているので、基準を明確にして頂きたい。</p>	<p>・「外国人が入国して短期業務を遂行することの関連手続き手順(人社部発[2014]78号)</p> <p>・外国人入境完成短期工作任务的相关办理流程(試行)</p>
	日機輸	(9)	ビザの申請手続きの地域差	<p>・都市により(時には同じ都市でも)手続書類や所要時間が異なる。過去の経緯や担当官の違いにより書類が異なることがある。</p>	<p>・都市による差、担当官による差・裁量の余地を出来る限りなくし、平準化を図る事をして頂きたい。</p>	
	JEITA	(10)	在留外国人の社会保険強制加入義務による二重払い負担増	<p>・外国人に対する社会保険が2011年10月15日に施工された。日本からの駐在員も適用対象となり、社会保険の二重負担が発生し、会社にとっては費用負担増となる。</p> <p>(継続)</p>	<p>・二国間社会保険協定の締結。</p> <p>・加入の任意化。</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
16	日機輸			<p>・中国人民のみならず、外国人労働者に対しても社会保険、年金に強制的に加盟を義務づけられた。</p> <p>現在、医療保険・失業保険については加入しているが、今回更に、養老保険（日本の厚生年金）についても納付要請（現地払い+日本払いの合算に対して22%）があった。</p> <p>（継続、要望追加）</p>	<p>・二重払いの回避。</p> <p>・新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。</p> <p>・日本政府 - 中国政府による2国間社会保険協定の早期締結。</p> <p>・社会保険法の改正。</p> <p>・外国人が帰任の場合、中国で収められた保険料を現地会社に還付するか、外国で加入済みの場合、中国現地で免除かとの二重加入防止の運用実施をお願いしていただきたい。</p>	<p>・「在中国境内就業外国人に社会保険加盟に関する暫定法」（中華人民共和国人力資源・社会保障部令16号）</p>	
	日機輸	(11)	社会保険導入による企業の人権費負担増	<p>・社会保険（養老保険、医療保険、労災保険、出産保険、失業保険）の会社負担が大きく人件費高騰の一因となっている。会社が負担した社会保険は被保険者に帰属するのでは無く市町村に帰属するので、被保険者が戸籍を移動するとゼロになってしまう。そのため、市町村を跨る人事異動が難しい。二国間協定が無いため日本人出向者も社会保険を納付しなければならず経費増の原因となっている。</p> <p>（継続、要望追加）</p>	<p>・二重払いの回避。</p> <p>・新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。</p> <p>・日本政府 - 中国政府による2国間社会保険協定の早期締結。</p> <p>・社会保険法の改正。</p> <p>・外国人が帰任の場合、中国で収められた保険料を現地会社に還付するか、外国で加入済みの場合、中国現地で免除かとの二重加入防止の運用実施をお願いしていただきたい。</p>	<p>・「在中国境内就業外国人に社会保険加盟に関する暫定法」（中華人民共和国人力資源・社会保障部令16号）</p>	
	日機輸	(12)	社会保険制度の地域格差・運用の不統一	<p>・社会保険料の徴収が中国国内でも実施されている地区と免除されている地区がある。日中間で社会保障協定が締結されていない状況で、徴収されるのは日本企業にとって不利である。</p>	<p>・社会保障協定の早期締結及び締結以前の徴収免除を求める。</p>	<p>・在中国境内就業的の外国人参加社会保険暫行办法</p>	
	日機輸			<p>・社会保険法改訂により外国人労働者の社会保険加入が適用されたが、運用や徹底が統一されていない。（正しく対応している会社だけ負担増）</p> <p>（継続）</p>	<p>・社会保険協定の締結による二重払いの解消。</p> <p>・統一された法律の適用。</p>		<p>・中国社会保険法</p>
	日機輸			<p>・本件、以前からの要望事項であるが、それまで対象外であった外国人労働者が社会保険加入対象となり、対応も地域によってばらつきがある。</p> <p>（継続）</p>	<p>引き続き、社会保障協定の早期締結に向け交渉を加速して欲しい。</p>		
建産協	<p>・外国人の社会保険法への加入義務化による二重払い、社会保険料コストの増加。地方によって法規制が異なる。</p>			<p>・日中社会保険協定の早期締結</p>			
日機輸	<p>・駐在員に関しても、法律に基づいた社会保険料の徴収が一部地域で始まったが、矛盾点が多い。</p>			<p>・法制度を整備し、公平性を確保していただきたい。また、本件に関わる早急な二国間協定の締結をお願いしたい。</p>			

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輪	(13)	社会保険制度の不徹底	・弊社ではワーカー含め、従業員全員に対して国により定められた所定の社会保険料を納付している。しかしながら、他のローカル企業では社会保険を申告・納税していない場合が多く、結果として弊社の方が給与総額は高いにも関わらず、手取りで他社の方が高くなってしまいうケースがある。これにより、従業員の確保が困難になっている実情がある。	・社会保険制度加入、保険料支払いの徹底と、違反した場合の罰則強化をして欲しい。	・中華人民共和国社会保険法
	日機輪	(14)	残疾人就業保障金の企業負担の増大	・在籍人員の多くは外来工であり、実際問題として規程雇用人数(在籍人員×1.5%)に相当する残疾人が近隣に居住していない。このため単なる税負担となっている。 (継続)	・規程雇用人数算出の定義見直し、現行1.5%の率の見直し。	・残疾人就業保障金暫行規程  ・2016-09-01 关于2015年度大连市残疾人按比例就业审核及残疾人就业保障金征收工作的通告 ・障害者就業保障金徴収使用管理弁法
	日機輪			・身障者を雇用していないことに対するペナルティ(身障者保障金)の算式は従来は(大連市内の平均給与)×(社員数)×1.7%だったが、2016年9月1日より突然(各企業の平均給与)×(社員数)×1.7%に変更された。製造会社以外は平均給与が市の平均よりはるかに高く、大幅な負担増となる。	・以前の算出ルールに戻してほしい。 ・身障者が市民全体の1.7%もいるとは思えない。算出ルールを戻さないのであれば、係数を妥当な数字に見直してほしい。	
	日機輪			・障害者就業保障金を算出する際に、前年度在職社員に外国人を含むか否かは各地で異なっており、北京市等では外国人が含まれていなかったが、2016年から外国人も含むことになった。給与額が高い外国人社員も含めて障害者就業保障金額を算出することになったため、企業の負担が大きくなっている。	・以前のルールに戻してほしい。	
	JEITA	(15)	戸籍制度による転勤・海外出張の困難	・現地社員を転勤させる場合、戸籍を故郷から赴任先に移さない(抵抗がある)。このため、関係会社への転勤、海外出張に支障がある。 (一部削除)	・戸籍制度の改定。	
	日機輪			・現地社員が故郷以外で就職した場合、戸籍を故郷から赴任先に移さない。このため、パスポートやビザの取得のために戸籍地へ戻る必要があり、海外出張に支障がある。 (継続)	・戸籍制度の改訂。	
	日機輪	(16)	残業時間の規制の厳格	・現行労働法で決められた残業時間の制限が急激に発展している経済市場の現状と合わず、顧客に十分満足いくようなサービスが提供できないこと。特に改善は見られない。(2017年1月時点) (変更)	・現状に合う柔軟性が欲しい。	・中華人民共和国労働法第41条  ・労働契約法
日機輪	・現行労働法で決められた残業時間の制限により、生産変同時の対応ができず、法律を順守するのが困難。 例:一般従業員の1ヶ月の残業時間は36時間以内。 (継続)			・現状に合わせた規制の見直し		
日機輪	(17)	経済補償金支払制度の不備	・退職金制度がなく自己都合で辞める社員には会社から1円も支払われない。一方、会社都合で労働契約を変更/解除する場合は経済補償金を支払わなければならない。そのため社名変更などの些細な事例に対しても多額な経済補償金を要求される事例が発生している。またグループ会社への異動の妨げになっている。 (継続)	・労働契約法の改正。	・労働契約法	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輸	(18)	有期雇用契約の継続制限	・有期雇用は可能だが、連続した三度の契約締結、もしくは勤続10年で固定期間のない雇用契約を締結しなければならないので、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。 (継続)	・固定期間のない雇用契約締結の制約をなくして欲しい。	
	日製紙	(19)	派遣社員雇用制限強化	・企業に直接雇用を促し、正社員との待遇格差を縮めるために、全従業員に占める派遣社員の比率を10%未満に義務付ける方針が打ち出された。当初の予定では2016年2月までに対応を求められていたが、対応できていない企業が多く、政府から罰金を科されるような状況にもなっていない。	・人件費の高騰は現地企業にとっても大きなコストアップ要因となっており、企業の事情に応じて雇用形態を選べるようにしてほしい。	中華人民共和国労働契約法
	日機輸			・派遣社員比率10%制限強化により、正社員化或いは請負を推進したが、正社員化で人件費が大分上昇した。品質確保などの原因で、本当の請負を推進しにくいです。	・地域の労働力供給やGDPレベルなどを配慮した適切な比率改定を望む。	
	日機輸			・現行準備中の「派遣労働者保護法」の草案には「派遣雇用数を従業員総数の3%以下」という制限がある。但し、大量に派遣社員を雇用した製造業には、派遣社員数を全体の3%以下に抑えることが難しい。	・3%以下の制限を緩和していただきたい。	
	日機輸			・人員の比率制限強化や同工同酬の意識アップなどにより、人件費が上昇する。 (一部削除)	・地域の労働力供給やGDPレベルなどを配慮した適切な比率策定、扱い細則の充実化を望む。	
日機輸	(20)	現地労働力確保の地域間競争の激化	・若手の出稼ぐ者が減っている中、直接者の採用がだんだん難しくなっている。地域間の競争が激しくなっている中、別都市に人員がよく取られている。	・現地人材の流失が無いよう現地政府としてのバックアップ強化。	・当面、中国では地元従業員を優先に採用取る法律がないが、住民会社としての要望である。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	知的財産保護の不足、執行不足	・行政執行の弱さ、刑事告訴を行う際の高い基準、軽い罰則など執行・運用面での問題が大きい。悪質化の傾向にあり、摘発も一層困難になってきている。中国国内のみならず海外市場での被害も拡大。 (継続)	・行政執行力の強化、刑事告発の際の基準の緩和、知財行政スタッフの専門性スキルの向上、罰則強化等。	
	時計協	(2)	知的財産権侵害に対する罰則の不十分	・商標権侵害行為に対する行政機関による処罰が甘すぎる為、侵害行為が繰り返されているのが実情である。 1) 損害賠償額、罰金額が極めて低い。取締り行政機関、案件により従来に比べて高い罰金額が科されるなど改善の兆しも見えるが、少額の罰金しか科されない場合も少なくない。損害賠償については押収された侵害品が多い場合認められることもあるが、代理人(調査会社)の働きかけ次第という面もあり、十分とは言えない。 また、タグ、取扱説明書、外箱等の付属品の罰金額の算定が極めて低い。 2) 商標権侵害行為に対する行政上の罰金に一貫性が感じられない。各地の行政機関および案件により罰金の額はまちまちである。 3) 罰金の納付が行われない場合、侵害者は実質に逃げ得状態になっている。取締り行政機関より出頭命令が出て罰金の納付に現れない侵害者に対して、督促状の送付、それでも出頭しない場合ビジネスライセンスの剥奪等の処分が下されるようだが、場所、会社名を変え、法定代表人を他人	・1) 再犯が起きないように厳しい罰則の適用を要望する。過去に行政処罰を受けている者に対しては、不法経営金額が5万元以下でも刑事罰の適用を要望する。 再犯を行った侵害者に対しては、営業許可証の没収を要望する。再犯者は自動的にPSB案件へ移送を要望する。 タグ、取扱説明書、外箱等の付属品に対しては被模倣品(真正品)の販売価格に基づいた罰金額の算定を要望する。 行政摘発を行った後、取り締まり機関が刑事事件への自主移送を積極的	・商標法第六十三条 ・商標法实施条例第六十条



区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸			<p>名義にすれば、実質処分を逃れビジネスを再開することが可能。 (継続)</p> <p>・商標権侵害行為に対する行政機関による処罰が甘すぎるため、抑止になっておらず、多数の業者により侵害が繰り返されている。 同一犯による再犯行為がある。 (継続)</p> <p>・業者の摘発を行っているが、罰則が弱すぎて効果が限定的である。</p>	<p>に推進して頂くことを要望する。</p> <p>2) 各地の行政機関の罰金額のばらつきを無くし、罰金額の算定基準明確化を要望する。</p> <p>3) 未出頭者に対しては刑事案件に切替えるなど罰則強化を要望する。</p> <p>・行政機関による処罰の厳格化。 ・全国範囲の案件データベース構築、個人の違法行為、懲罰記録の全国的な共有化。 ・知的財産権侵害行為に対する罰則を強化していただきたい。</p>	
	日機輸	(3)	特許分割出願の困難	<p>・親出願が係属していないと、その分割出願(子出願)が係属していても、更なる分割出願(孫出願)ができない。 (継続)</p>	<p>・親出願の係属の有無にかかわらず、分割出願できるようにしてほしい(係属している子出願からの孫出願を認めてほしい)。</p>	<p>・審査指南第一部第一章 5.1.1</p>
	日機輸	(4)	特許クレーム補正の文言の限定	<p>・クレームを補正する場合、明細書の文言そのままの表現しか認められない。また、OA応答時にクレームを追加する補正が認められない。 (継続)</p> <p>・PPH申請時に補正が認められないと、PPH制度の目的が果たせない。例えば、第1庁(先行庁)で、クレームを補正した結果、特許可能と判断され、この審査に基づいて、中国(後続庁)においてPPH申請を行う場合、PPH申請の際に補正ができないと、補正前のクレームで審査されることになり、早期の登録が見込めない。 (継続)</p>	<p>・他国と同様、明細書及び図面に開示された内容からクレーム補正の判断をして欲しい。</p> <p>・OA応答時にもクレームを追加する補正を認めて欲しい。</p> <p>・PPH申請時に補正の機会を与えてほしい。</p>	<p>・特許法第33条、審査指南第二部分第八章5.2補正5.2.1補正の要求、実施細則第51条第3項</p> <p>・実施細則第51条</p>
	日機輸	(5)	不明確な第一国出願義務の法令規定	<p>・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。 (継続)</p>	<p>・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。</p> <p>・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。</p>	
	日機輸	(6)	第一国出願に係る優先権書類提出の省略	<p>・日本国特許庁と米国特許商標庁、欧州特許庁、韓国特許庁間で既に導入されている、第一国出願に係る優先権書類の提出する手続が条件付きで省略されている。中国特許庁と米国特許商標庁、欧州特許庁、韓国特許庁間で既に導入されている、第一国出願に係る優先権書類の提出する手続が条件付きで省略されている。しかしながら、日本国特許庁と中国特許庁の間ではこのような制度が導入されていない。 (継続)</p>	<p>・日本国特許庁と中国特許庁の間で、第一国出願に係る優先権書類の提出する手続が条件付きで省略される制度を導入していただきたい。</p>	<p>・著作権法改正</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸	(7)	特許ライセンスの過剰な届出・登録事務要請	・同一のライセンス契約を、いろいろな行政部門に届出しなければならない。 例えば、対外貿易主管行政部門(海外送金のため)、知識産権局、商標局(第三者対抗要件を取得するため)、さらに、地方の工商局(取り締まりのため)への届出は煩雑である。また、国の規定と各地方の規定とが統一されておらず、制度が複雑で、届出人は正しい手続をすることが困難である。 (継続)	・行政部門の簡略化。 ・行政規定の簡潔化。 ・国・地方の行政規定の統一を求める。	・中国技術輸出入管理条例
	日機輸	(8)	通常実施権の対抗の登録要件	・通常実施権は、登録しないと第三者に対抗することができない。しかし、open-innovationで通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業らには非常に負担になる。また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。	・通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにしてほしい。	・専利法実施細則第14条 ・専利実施許可合同備案弁法第5条
	日機輸	(9)	ライセンス契約における供与技術の性能保証・特許保証の強制	・中国へ技術輸出する側は、輸入する側に対して、品質保証等の責任を負うことを法律で規定しているが、中国国内で行われる技術共有について、同様な法律規定が存在しない。従って、外国民と内国民との格差が生まれているのではないかと懸念している。 (継続)	・当該法律を改正し、外国民と内国民との格差をなくすことを求める。	・中国技術輸出入管理条例
	日機輸	(10)	専利権の間接侵害者に対する単独での責任追及不可	・現在国务院で審議中の専利法改正草案において、間接侵害に関する規定が新設されたが、現状の案だと間接侵害者が直接侵害者と連帯して責任を負うとされているため、間接侵害者の責任を問うためには、直接侵害者と間接侵害者を一緒に提訴するか、または直接侵害者の侵害が従前の訴訟で確定している場合に限られてしまう。しかし、例えば直接実施者が個人として実施している場合には、当該個人に部品を提供して利益を上げている業者に責任を問えないことになり、専利権の実効性を確保できない。	・間接侵害者に対して、単独で責任を問う(単独で専利権侵害訴訟の被告とする)ことができるようにしてほしい。	・専利法改正草案(送審稿)第62条
	日機輸	(11)	特許権侵害訴訟手続きの煩雑性と不合理	・外国企業にとって中国での訴訟提起は、手続きが複雑であり、かつ公証・認証など時間がかかり、訴訟の活用ができていない状況である。また地方保護主義が強く、管轄地の問題などもあり、外国企業にとって高額賠償金など不利な判決を受けるケースが発生している。 (継続)	・中国企業、外国企業にとって公正で透明性の高い訴訟の運用を強く求める。	・中国民事訴訟法
	日機輸 時計協	(12)	実用新案権の無効化の困難	・特許権に比較して既存技術からの進歩性要件が低く、容易に成立する実用新案権が中国国内から急増している。中国における進歩性判断運用が公知文献数に制限がある等、成立しやすく無効化し難い実態があり、潜在的リスクが増大している。 (継続) ・実用新案権の無効化の困難性 a. 諸外国における既製品(又はパンフレット等に開示済みの製品)の構造をそのまま実用新案として出願し、権利化するケースが目立っている。実用新案は無審査で登録になるので、例えば特許のように、特許庁への情報提供によって権利化を阻止するようなことは不可能である。 b. 一旦権利化された実用新案権を無効化したい場合、CNでは提出できる無効資料の数に制限があり(1つor2つ)、無効化することが難しい。さらに、諸外国の製品カタログ等は無効資料として認めてもらうには煩雑な手続き	・中国実用新案権の進歩性判断に関する運用基準の他国(日本、ドイツ)との調和を求める。  ・a) 製品カタログ等に関して、各社で煩雑な手続きをとることなく、無効資料としての証拠能力を担保できるシステムを構築して欲しい。 b) CNでは、実用新案権に基づいて権利行使する場合、JPのように技術評価書の提示(日本の実用新案法第29条の2)が義務付けられていない。無効にな	・審査運用  ・審査指南第4部第6章4

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	時計協			が必要であり、実質的に、製品カタログ等に基づいて権利化された実用新案権に対して、第三者は打つ手がないといった状況になる。その結果、実用新案権に基づいた権利濫用の虞がある。	る蓋然性の高い実用新案権によって権利行使がされないよう、CNにおいても技術評価書による事前警告を制度として導入して欲しい。	
	日機輪	(13)	実用新案の評価報告書の取扱いの不適当	・実用新案の評価報告書がなくとも訴訟を提起できる。また、評価報告書の請求者は、特許権者及び利害関係者(権利継承者、専用実施権者、権利者から特別に認められた通常実施権者)に限られ、被告を含む第三者は請求できない。 (継続)	・訴訟を提起する際には、評価報告書の請求を義務づけて欲しい。少なくとも、被告を含む第三者も請求できるようにして欲しい。	・特許法第61条第2項 ・実施細則第56条、同57条 ・審査指南第五部分第十章2.2請求人の資格
	日機輪	(14)	実用新案権、意匠権の権利行使時、原告と被告の格差	・実用新案及び意匠出願、いずれも実体審査なしで、権利登録されるので、権利の確実さは欠けていると理解している。しかし、権利者は、この不確実な権利を、損害賠償責任をほとんど負わずに、容易に権利行使ができるようになっている。また、権利行使された側は、中国特許庁へ「権利評価書」を請求することができず、権利の確実さを確認する手段すらない。 (継続)	・日本のように、権利者は「権利評価書」を持たずに、権利行使することを禁止する。 ・権利者は、「権利評価書」を持たずに、権利行使する場合、損害賠償責任を負う。 ・何人も「権利評価書」を請求できるようにすることを求める。	・中国特許法および関連法律・規則など
	時計協 日機輪 時計協	(15)	模倣品の取締不足	・模倣品の輸出差止件数は増加しているものの、未だ海外の市場において中国製の模倣品が多数発見されており、取り締まりは十分とは言えない。 (継続) ・税関での押収品の処分結果が権利者に通知されない場合がある。 (継続) 1) 権利者に対して侵害事実/侵害者の処罰/侵害品の処分についての情報開示が十分でない。 2) 広州駅西口時計市場の模倣品の販売方法が巧妙化している。店頭での対面販売から、摘発の対象になりにくい2階のクローズされたショールームで見込み客に対してのみ対応を行っている。 3) 実際の摘発において、偽物業者は居住区に倉庫・組立工場等をおき、現状では公安以外のAIC/TSB等の行政機関は踏み込めない。 4) 一度摘発されても侵害行為を止めず、侵害が繰り返されているが(再犯)、取り締まり機関が再犯者をどの様に把握しているか不明である。 (一部削除、要望追加)	・検査率を更に上げるなどして、より多く模倣品が差し止められるよう、取り締まりの一層強化を要望する。 ・押収品処分結果の権利者への確実な通知の仕組み構築。 1) 侵害内容(差押リスト)違反者への処罰(処罰決定書/証明書) 侵害品の処理(廃棄)の確認(廃棄証明書)。これらの書類を常に権利者に提供することを要望する。 2) 2階のクローズされたショールームの取締り強化。 3) AIC/TSBの行政機関が、居住区でも摘発ができるようになることを要望する。 4) 身分証明書のID番号を登録し、全ての取り締まり機関が前歴を確認できるシステムを作り、再犯者を厳重に管理する事を要望する。	・知的財産権海関保護条例(条例)および条例実施弁法(弁法)  ・反不正等競争法第5条
	製薬協	(16)	模倣品の横行・国際的拡散	・偽造医薬品は、単に知的財産権(特許権、商標権)の侵害である以上に、患者に深刻な健康被害をもたらす場合も多いため、偽造医薬品を患者の手に届くことがないように取り締まることが重要である。中国、インド等で製造された偽造医薬品が、自国内で流通するだけでなく広く他国にも輸出されている。 (継続)	・偽造医薬品の製造販売、輸出の取締りを強化して頂きたい。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	JEITA			<ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社製品の模倣品がインターネットや、非正規の流通チャンネルにおいて発生している。</li> <li>・弊社商標を無断使用する製品ラベルが弊社類似品に貼付され、模倣品として市場に流通している。</li> </ul> (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政当局による模倣品取り締まりの強化をしてほしい。</li> <li>・インターネット商取引のプラットフォーム提供者に対して、商標権者、消費者の権利、権益の保護のため、規制・取り締まりを強化してほしい。</li> <li>・各国輸出/入時の管理強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国商標法52条1号、5号</li> </ul>
	日機輪 時計協			<ul style="list-style-type: none"> <li>・偽造品/模造品の販売が横行し、知的財産権が侵害されている。</li> </ul> (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当局によるインターネット上の取締りの強化を要望する。</li> <li>・商取引プラットフォームの提供者に対して、規制・取締りの強化、権利侵害品の削除プログラムの改善を要望する。</li> </ul>	
	日機輪			<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国で日本製部品を購入しようとしても、正規品かどうかの判断が難しい。(模倣品が通常に流通している)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場での模造品の駆逐。</li> </ul>	
	時計協	(17)	意匠権取得に係る制度の不備・不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠権取得に係わる問題点として、以下があげられる。</li> <li>1) 意匠出願における実体審査の導入 意匠出願に対する審査手続き上、実体審査がなく形式審査のみで、実質的に書類が形式上整っていれば新規性が認められない出願も登録されてしまう。「専利法改正により、10件までの類似意匠を1出願にまとめられるようになったが実態審査が無い為権利的に不安定であり制度活用が出来ない。</li> <li>2) 意匠権の権利期間 中国の意匠権の権利期間は、出願日から10年となっている。因みに、日本においては、意匠法改正により設定登録から15年から20年に変更になり、欧州25年、米国14年、韓国15年である。中国の権利期間は短く、定番商品の保護に十分でない。</li> <li>3) 部分意匠制度の導入 独創的である部分が模倣されても、物品全体としての意匠権しか取得できない為、意匠権が及ばず、有効な手立てが取れない。</li> <li>4) 新規性喪失例外規定適用拡大の導入 新規性喪失例外規定は存在するものの、その適用範囲は、政府主催または公認の展示会などで初めて開示された場合等に限定され、実際には適用の可能性が極めて低いのが現状である。</li> </ul> (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 早急に実体審査を行う制度に変更し、権利の安定化を図られることを要望する。 先願意匠権との類比に関する実態審査を実施し、類似意匠の権利の安定性を高めて頂きたい。</li> <li>2) 国際水準に合わせて、より長期間の権利保護を要望する。</li> <li>3) 国際動向に合わせて、部分意匠も保護できる制度を導入して欲しい。</li> <li>4) 適用範囲を、日本同等に政府主催や公認の展示会以外の個別展示会及び販売活動等「出願人の行為に起因して公知となった場合」などにも適用できるような範囲を拡大して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専利法</li> <li>・専利法第23条</li> <li>・専利法42条</li> <li>・専利法24条</li> </ul>
	時計協	(18)	製品形状模倣品に対する法的防止策の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国において意匠権が存在しないあるいは登録されるまでの間での製品形状模倣品対応は、不正競争防止法に頼らざるを得ないが、中国の不正競争防止法では、依然、商品の知名度が必須要件であり、新しい商品の形状模倣品に対しては実効性がない。</li> <li>法積(2007)2号で、法解釈の基準が明確にされた点については評価する。</li> </ul> (継続)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国の不正競争防止法における適用要件の追加を要望する。具体的には日本の不正競争防止法第2条第1項第3号(デッドコピー - 条項)と同様な条項を盛り込むことを要望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・反不正競争法第5条2号</li> </ul>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸	(19)	税関の侵害認定基準の不明確	・海外会社から受注し、製造・輸出されるOEM生産品が国内の商標権を侵害するか否か、侵害認定基準が不明確で税関等執行機関の判断に振幅がある。 (継続)	・現行法律に準拠した法的解釈、ガイドラインの制定。	
	時計協	(20)	差押さえ担保金申請手続の不合理	・担保金 1) 総担保金申請しない場合には従来通りの担保金支払となる。担保金額の決定方法が依然不透明である。インボイス表記金額では無く、各税関の裁量で決定されているように思われる。 2) 総担保は、最大1年間(申請が認められた日から同年12月31日まで)有効となるが、1月1日からの適用を受けるためには、その2～3ヶ月前までに申請し担保金を預けなければならない。一方、預けた担保金は、適用される年の翌6月30日から180日以内に返還されることになるので、総担保を継続して利用するために権利者は、2年目以降は実質的には2年分の総担保を預ける必要がある。 (継続)	・1) 算定基準の明示を要望する。 2) 継続して総担保を利用する場合には、一旦、預けた総担保を翌年以降も利用できるようになる事を要望する。そもそも権利者が担保金を負担しないで済むような(日本や欧米のような)システムの変換を要望する。	・条例 第14条 ・弁法 第22条 ・知的財産権税関保護における総担保の受付について(税関総署公告2006年第31号)
	時計協	(21)	差押え申請手続期間の延長の必要	・3労働日以内の差押さえ申請: 税関から侵害疑義貨物が発見されたとの通知を受けた場合、権利者は3労働日以内に侵害品か否か判断し差押さえの申請を行わなければならないが、遠隔地の税関の場合、3労働日以内に手続を取ることは極めて困難である。 (継続)	・必要な場合、申請の期限延長を認めて欲しい。 ・真贋鑑定のために一部の税関ではデジタル画像をメールでの送付してくれるが、地方を含めて全ての税関で同様の対応をしてもらいたい。そのデジタル画像も文字板面と裏蓋面の両面の拡大写真でお願いしたい。	・条例第16条 ・弁法第21条
	時計協	(22)	差押さえ後の処理の不透明・遅延	・税関は侵害貨物の没収を決定した場合、荷受人、荷送人の情報を含む弁法28条に規定される5項目に関する情報を権利者に通知することとなっているが、徹底されていない。 (継続)	・左記に関する実施の徹底を要望する。	・弁法第35条 ・条例第20～27条 ・弁法28条 ・条例第25条 ・弁法第31条
	時計協		・侵害貨物の処分決定に関する情報開示が不十分である。 (継続)	・侵害貨物の処分内容公開を要望する。		
時計協	・権利者は、貨物差し押え期間中の倉庫保管・処理費用等を負担しなければならない。 (継続)		・貨物差し押え期間中の倉庫保管・処理費用は、侵害当事者が負担することを要望する。			
時計協	・中国税関で差し押えられた貨物について、現在仕向地国しか開示されない。 (継続)		・国名のみならず、海外の荷受人も開示して欲しい。			
日機輸			・侵害品押収に関する倉庫の費用について各地税関の格差が大きい、費用明細は不明瞭または提供されない、費用の計算期間も法定の最長期間で計算される場合が多い。 (継続)	・税関による、倉庫費用明細の権利者への提供の義務化。		

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	時計協			・海関の廃棄ル - ルは明文化されているが、AIC/TSB/PSBの廃棄ル - ルが不明確。 (継続)	・行政機関の廃棄処理ル - ルを明確にすることを要望する。	
	時計協			・最終決定(侵害品処理)までの時間が掛かりすぎている。	・効率化を図り最終判断のスピードアップを強く要望する。	
	日機輸	(23)	著作権法改正案の問題点	・2014年6月6日付で国务院法制弁公室から「中華人民共和国著作権法」(改訂草案送審稿)に対する意見募集が行われており、現在も改正作業中である。同改訂草案送審稿において、そのまま制定された場合、懸念される点は以下の通りである。 第13条1項3号 同一性保持権の例外規定が設けられていない。 (継続)	・「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」については同一性保持権の適用がないことを明らかにすべき。	・著作権法改正
	日機輸			・3条、31条、32条:作家の著作権で十分に保護されており、出版者に著作権隣接権を付与する必要はない。ひとつの図書に権利を持つ者が多くなることで、書籍の二次利用が阻害されるおそれがある。 (継続)	・出版者に対して隣接権を付与すべきでない。	・著作権法改正
	日機輸			・15条:法人が著作者としてみなされる条件としては、主管又は投資し、法人の意思を代表して創作し、責任を負担していれば足りる。仮にここでいう「発表」が「発表する場合には法人名義になることが想定される」もの等含まず「発表された」もののみを指すと解釈されるのであれば、投資、創作の意思、責任等の要件を満たしていたとしても、未発表のものについてはすべからず法人等に著作権が帰属することが認められないことになり、不合理である。 (継続)	・法人著作の要件が不適切である。	・著作権法改正
日機輸			・17条:共同著作物の提訴の要件「共同著作者のいずれもが自己の名義で提訴することができる」とされている点が不明瞭である。協議の上、共同で行使することが合意されたものについて、いずれかの名義で提訴できるとの手續きについての規定であれば問題ないが、協議の上での共同行使との原則の例外として、合作者の協議を経ず単独での提訴を認める規定であるとすれば、妥当ではない。 (継続)	・「分割利用できない共同著作物については、その著作権は、各共同著作者が共に共有し、協議をして共同で行使する」とされていることとの関係について明確にされたい。	・著作権法改正	
日機輸			・20条:職務著作の扱いが不明確である。 (継続)	・第15条(法人著作)と第20条(職務著作の扱い)の関係が不明確である。従業員が業務上の任務を遂行するために創作した著作物については、契約でそうでない取り決めをしない限り、当事者の合意が明確でない場合も含め、原則事業体が著作権を享有すべきである。かような原則で無いと第15条(法人著作)の考え方と相容れない。 ・また、事業体が著作権を享有する著作物については従業員に指名表示権を認めるべきではない。	・著作権法改正	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輪			<p>・20条、36条：職務著作、職務実演について、然るべき奨励を与えなければならないとの規定。 (継続)</p> <p>・43条1項1号：無許諾無償で認められる私的複製の範囲を厳粛すべきでない。 (継続)</p> <p>・43条1項2号：引用が認められる範囲が不適切。 (継続)</p> <p>・65条：2つ以上の著作権集団管理組織が同じ利用方式について同じ利用者から利用料を徴収する場合に、「統一した利用料徴収基準を共同で制定しなければならず」と定めている点が不適切。 (継続)</p> <p>・68条、69条、71条：技術的保護手段に関する広義な定義と限定的な例外規定。 (継続)</p>	<p>・また、会社が自ら使用する場合のみならず、業務範囲で第三者へ使用許諾することも無償で認められる旨を明確にすべき。20条3項「従業員は編集方式により創作した著作物を出版することができる」は削除すべきである。2項但書の法人帰属が有名無実化しかねないからである。</p> <p>・「奨励」の意味は不明だが、業務上の著作物の創作、実演に対しては、給与により対価が支払われているため、さらなる奨励金は国際的にも例がなく不要である。</p> <p>・保護と利用のバランスの観点から、また、現実に行われ諸外国でも許容されている利用実態を反映すべく、現行法と同様に、私的学習、研究に加えて鑑賞目的を追加し、部分的な複製ではなく、その著作物全体の複製が認められるようにすべき。</p> <p>・「主要又は実質的な部分を除く部分」の引用しか認められない状態で、「ある著作物を紹介、評論、または説明」することは困難と考えられる。原則として、公表された著作物は引用することができるとした上で、「適切」な引用として認められる範囲について、引用の目的、必然性、引用部分とそれ以外の部分の主従関係などの要件を検討するアプローチとすべき。</p> <p>・利用料徴収基準は統一させずに、著作権集団管理組織間で競争をさせるべきである。</p> <p>・「閲覧」、「鑑賞」、「運用」に係る技術をも著作権法で保護される技術的保護手段とするのは、69条の「著作権及び著作隣接権を保護することを目的として」と照らしても広すぎると考える。</p> <p>回避禁止規制は、積極的な回避や改変行為を禁止するのにとどまるものであるべきである。</p> <p>技術的保護手段の回避が認められる場合が極めて限定的で、合法的に回避できるケースが担保されない。</p>	<p>・著作権法改正</p> <p>・著作権法改正</p> <p>・著作権法改正</p> <p>・著作権法改正</p> <p>・著作権法改正</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸			<p>・73条: ネットワークサービスプロバイダの責任。 (継続)</p>	<p>・ネットワークサービスプロバイダが、通知を受け取った後「速やかに必要な措置をとらなかった場合、侵害が拡大した部分に対し、当該ネットワークユーザーと連帯責任を負う」との規定になっているが、速やかに必要な措置をとらなかった場合には、責任免除の恩恵を受けられないとするのが、ネットワークサービスプロバイダの責任に関する国際的な考え方に照らして妥当である。</p> <p>ネットワークサービスプロバイダが、ネットワークユーザーがそのネットワークサービスを利用して著作権を侵害していることを知りながら、又は知っているはずでありながら、必要な措置をとっていない場合、当該ネットワークユーザーと連帯責任を負うとの規定についても、同様である。</p> <p>仮にこのまま条文化された場合には、「必要な措置」の内容が不明確であり法的安定性を欠くことから、ビジネスの阻害要因となる。また、原文では権利者が要求する措置がすなわちプロバイダが取らなければならない必要な措置とも解釈し得る余地がある上に、反論の機会が手続き上確保されていないなど、公平性の観点からも問題である。少なくとも、プロバイダが取べきとされる「必要な措置」は「合理的な」範囲に限られることは明確にされるべき。</p>	<p>・著作権法改正</p>
	日機輸			<p>・76条: 損害賠償の金額に関して、「合理的な倍数又は100万元以下の額を選択」できるとして法定損害賠償制度を導入している点が不適切。また、「2回以上著作権又は著作隣接権を故意に侵害した場合、前項により算出した賠償額の2倍から3倍をもって賠償額を確定することができる」と懲罰的損害賠償制度を導入している点が不適切。 (継続)</p>	<p>・著作者に対する損害賠償という観点では、実損害額が賠償されれば十分である。</p> <p>悪質な侵害に対しては、刑事罰・行政罰により対応すれば足りる。</p>	<p>・著作権法改正</p>
	日機輸			<p>・78条: 著作権行政管理機関の法執行手段、技術的保護手段の回避ツールの製造、輸入、提供や技術手段回避サービスの提供について、著作権行政管理部門に強く厳しい内容の法執行権限を認めている点が不適切。 (継続)</p>	<p>・回避ツールとして規制される対象が明確でなく広く解釈される可能性が否定できないことと考え合わせると、全うな企業活動に著しい悪影響を及ぼす可能性が否定できない。</p>	<p>・著作権法改正</p>



区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	製薬協	(24)	データ保護対象の実質的制限	・2016年に国家食品薬品監督管理総局(CFDA)はデータ保護対象となる「新薬」を世界における新規化合物と定義づけた。これにより中国以外の国で新規化合物の開発が先行した場合にはTRIPS協定39条3I項に基づく医薬品のデータ保護が中国においては保護されなくなるものと懸念される。	・データ保護の対象を日米欧等と同様として頂きたい。	・中国医薬品登録管理弁法
	時計協	(25)	不正・不良製造業者の常習犯化	・商標法違反、意匠権侵害、冒認出願などを犯し摘発された業者が簡単に別会社を設立したり、他人名義を借用したりして、再犯を繰り返す。	・不正・不良業者の排除を目的とした管理登録制度の導入と、さらなる取り締まり強化を要望する。	・商標法 ・意匠法 ・特許法 ・業者登録制度(あれば)
18	技術移転要求	日機輸	(1)	技術移転国産化要求 ・中国市場参入の際には、一般的に技術移転並びに国産化の要求があり、外資企業にとっては技術流出の懸念、移転した技術に基づき第三国案件で中国企業との競合が発生する。 (変更)	・技術移転契約遵守。	
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	国際整合性のない中国独自の国家規格の策定 ・事務機器(プリンタ、複写機等)の情報セキュリティに関して、ISO、IEC等の国際規格と整合しない独自の国家規格が策定されており、事業上、問題となる。また、複写機・複合機の再製造に関する国家規格の検討が進められているが、再製造業者の再製造品について、オリジナル製造業者の品質保証の観点から問題となる規定が含まれている。 (継続) ・ネットワークカメラ等の監視システムに関して、ISO、IEC等の国際規格と整合しない独自の国家規格が策定されており、事業上、問題となる。監視システム等の独自の国家標準対応の負荷大。 (継続)	・WTO/TBT協定を遵守し、国際整合性のある国家規格の作成を行っていただきたい。 ・なお、日本からの意見に関して、合理性のあるコメントについては国家規格に反映させるようにしていただきたい。 ・WTO/TBT協定を遵守し、国際整合性のある国家規格の作成を行っていただきたい。 ・困難の排除、世界標準と同等の規定適合。	・中国標準化法 ・中国標準化実施条例
		日機輸				・中国標準化法 ・中国標準化実施条例 ・GB/T 28181-2011
		日機輸				・2016年11月3日付で意見募集が行われた「情報安全技術 ネット安全セキュリティ等級保護基本要求 第一部分 安全通用要求」の中で第三級に分類されるシステムに関し、「開発事業者がソフトウェアのソースコードの提供を要求し、ソフトウェアの審査にあたりバックドアや隠された情報チャンネルが存在しているかを審査すること」と規定されている。 第三級の対象は「国の安全に対する損害や社会秩序・公共利益に対する重大な損害、公民、法人その他の組織の合法権益に対する特に重大な損害」に関わるネットワークとされているが、従来の各組織・機関における等級評価においては教育機関が三級に分類されるなど、その適用範囲が広く、貿易を阻害する恐れがある。 ・2016年12月にMFP、プリンタ等のセキュリティ検査に関する標準案が公表され、製品の安全性を証明するために検査機関に提出する資料の例としてソースコードが示されている。本標準はISO、IEC等の国際標準とは異なる中国独自のものであり、国際標準との相互認証の考えも無い。 また、サイバーセキュリティ法の施行に伴い、中国国内のセキュリティ認証ニーズが高まることが予想され、任意標準であるとはいえ、ソースコード開示を迫られるケースが増えるものと予想され、貿易阻害的な標準となっている。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	日機輸	(2)	CCC取得手続の煩雑・不透明	・CCCマーク(中国強制製品認証制度)に関する規制が厳しく、提出書類が多く申請に手間がかかる。 (継続)	・申請手続の簡便化、審査機関の短縮。	・強制的製品認証管理規定
	日機輸			・税関担当者(上海)が代わったことで、CCC該当品に対する運用が変更され、従来求められていなかった部品の図面提出が必要になった。 (継続)	・担当者により規則運用の解釈で差が生じることが無い様にして欲しい。	
	フル工	(3)	CCC認定取得費用の負担	・中国市場に製品を販売するには、その製品が特定の規制でカバーされるたびにCCC、中国版RoHSに適用させる必要があり、取得が負担増となる。	・取得手続の簡素化、明瞭化。	・CCC ・中国版RoHS
	日機輸	(4)	過度に厳格な危険物工場保管許容基準	・工場内の危険物保管許容量が低すぎる。在庫許容量が1日使用料の最大2~3日分と消防局から指摘されたが、現実的に危険物等の補材在庫2~3日は不可能。 (継続)	・許容率の向上。	
20 独占	日機輸	(1)	事業者集中審査の煩雑・長期化	・事業者集中申告に要する時間が長期化するケースがあり、その理由や進捗状況がわからないことも多く、迅速な投資に悪影響を与えている。 (変更)	・商務省、その他関係当局において、迅速な審査体制の構築をお願いしたい。 ・審査が三段階まで及ぶことがあるが、その基準を明確にして頂きたい。	・独占禁止法
21 土地所有制限	日機輸	(1)	外資企業の土地所有制限	・100%外資企業の土地所有が認められていない。(共産主義国であり、自国民にも認めていないが) (継続)	・安定した事業運営の為に、土地所有を認めてほしい。	・中国法規
	自動部品			・50年の土地利用権という形で工場立地がされているため、持続的な生産継続に多大な問題と工場立地における投資リスクが伴う。 (継続)		
22 環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	中国版RoHS指令の不透明・情報不足	・中国RoHSの管理弁法のもと、関連する標準・規格(案)が様々存在し、制度全体がわかりづらいものになる恐れがある。 (継続)	・管理弁法・標準・規格の改訂にあっては、施行時期を合わせることやFAQを充実させること等により、わかりやすい制度にしていきたい。 ・また、法規制対応準備のために、法規制発行日から十分な移行期間(1年以上)を設けていただきたい。 ・合格認定制度を策定する際に、先行しているEU RoHSとの整合性を確保してほしい。適合性の評価方法に関しては国際規格(IEC63000)と整合してほしい。 ・制度内容そして実施までの移行期間等の検討に当たって、業界向けの情報公開と意見徴収を行ってほしい。	・電器電子機器有害物質使用制限管理弁法など  ・電器電子製品有害物質使用制限管理弁法 ・中国RoHSに関するFAQ
	日機輸	(2)	中国版WEEE制度手続の不透明	・中国WEEE について: 2015年2月9日付けで中国WEEE目録(2014年版)が公布されて、2016年3月1日より実施することになったが、現時点まで実施されていなく、当局からの公的公告や説明が一切ない。	・以下を要望する。 目録(2014年版)の実施に関する政府の最新検討状況、今後の日程を情報公開してほしい。	・中国WEEE管理条例 ・廃棄電器電子製品処理基金徴収使用管理弁法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22		日機輪			<p>目録(2014年版)製品に関する政府の検討状況と今後の日程等が不明。突然実施開始の恐れを回避できず、企業にとって基金徴収の開始によって短期間で予算確保、資金調達しなければならない可能性があるため、企業の経営の大きなリスクになっている。</p> <p>目録製品の基金額及び補助金額に関して検討する際、企業及び業界団体の意見を充分徴収していない。</p> <p>第一期目録製品への基金徴収が2012年から実施されているが、基金の運用状況に関する情報公開が十分ではない。</p> <p>・基準・法律等の新規策定・改正時に、ステークホルダーに対し情報が十分に提供されなかったり、検討期間が極端に短い、意見出しの機会が不十分、などプロセスに不備があることが多い。</p> <p>&lt;事例&gt; 中国WEEEでの法規制との不一致 2015年2月公布の廃棄電気電子製品処理目録において、複写機・プリンタ・FAX が新規追加されたが、本目録では消耗品は対象から除外された。しかし現在、消耗品からも基金徴収の提案が中国当局からなされており、公布された法律との不整合が生じようとしている。法律上の定義から外れる製品からの基金は徴収すべきでない。また、もし対象品目に新たに加えるのであれば、然るべき法改正の手続き・説明と企業らに対して充分な準備期間が必要である。</p> <p>中国WEEEにおける基金徴収スキームが不公正な点 中国国内では、純正メーカー以外の消耗品事業者が多数存在する。新たに消耗品をWEEEでの基金徴収の対象とするのであれば、純正メーカー以外の消耗品事業者も純正メーカーと同様に基金徴収の対象とすべきであるが、当局が事業者全てを正確に把握する事が実質的に出来ない状況にあり、このままでは純正メーカーが不公正な基金徴収を強いられる結果となる。</p> <p>(継続)</p>	<p>目録(2014年版)製品の対象範囲、HSコード、基金額、補助金額等の検討に関して、企業が参与できるように、または企業と交流、意見交換するルートを設けてほしい。</p> <p>中国WEEEの立法目的をより効果的に実現するために、今迄実施してきた経験と問題を分析整理して、改善してから、対象製品を横展開してほしい。</p> <p>・基準・法律などの新規策定・改正時には、ステークホルダーに充分な情報提供と検討期間、意見出しの機会を与えて欲しい。</p> <p>・回収費用等の企業への課金において、特に国内外の企業間で不公平が生じないよう公平かつ透明性の確保できるスキームを確立して欲しい。</p>	<p>・アジア諸国の各種基準・法律</p> <p>・中国「廃棄電気電子製品回収処理管理条例」</p>
	日機輪		(3)	改正環境保護法の運用・解釈の不明確	<p>・2015年に環境保護法が大幅改正されたが、環境規制における運用や法規制の解釈がまだ明確になっていない点もあり、手続き負担の増加や混乱が生じている。</p>	<p>・地域当局による運用や解釈の違いを極力減少。</p> <p>・早期での運用・解釈のレベル合わせ。</p>	<p>・中国環境保護法など</p>
	日機輪		(4)	廃棄物処理能力の不足	<p>・中央政府の指導の下、各地方政府は大気悪化時に工業企業の排気制限や車両運行規制策を講じている。汚染物の処理量に枠が設置され、超過分は処理できず、敷地内に放置されたままになっている。さらに、処理資格のある企業が限られており、処理費用が高騰している。</p> <p>(継続)</p>	<p>・企業に稼働調整が必要な場合、計画的な活動が望ましい。</p> <p>・汚染処理能力の向上、関係法規の厳格化を期待。</p>	<p>・地方政府が制定する大気悪化への対応法規</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22	日機輸	(5)	廃棄物処理企業への補助金支給の削減・遅延	<p>・法律により廃棄物処理企業へは四半期毎に申請し、補助金を受け取るに なっているが、現在は半期毎に申請し、補助金を受け取るまで1年半以上掛 かっている。 具体例として、2016年12月20日に支払われた補助金は、2014年7月～12月 処理分の未払い残額12.2%分と2015年1月～6月処理分の44.6%分である。 処理企業においては補助金を担保に銀行から借り入れすることも出来ず、運 転資金が逼迫している状況。 (変更)</p>	<p>・法律が出来たため、WEEEの市場価格が 高騰。資源価値以上の価格で取引されて おり異常 ・回収企業に規制が効かないことが価格高 騰を招く一因となっているため、公布され ていない「廃棄物電気電子製品の回収に関 する管理方法」を施行して頂きたい。</p>	<p>・中国「廃棄物電気電子製品 処理基金徴収使用管理弁 法」 ・中国「廃棄物電気電子製品 の回収に関する管理方法 (意見募集稿)」</p>
	日機輸	(6)	標識標準に関する法規制の施行の不透明	<p>・電子情報製品汚染制御管理弁法(中国RoHS)の表示要求事項を規定した標 識標準「SJ/T11364-2006」が2014年7月に「SJ/T11364-2014」へ改定され た。 当標準は2015年1月1日施行だったが、政府から施行延期の公告が公布され ると9月頃に事前予告が口頭であったまま施行日まで公布されず、結局、施 行日を過ぎた2015年1月8日になって施行見合わせの公告が公布された。そ の間、企業にとっては改定版への対応が必要なのか否か不明瞭な期間が続 き、混乱する結果となった。 しかも施行見合わせの理由(上位法の中国RoHSが現在改定検討中であるた め)は、規制当局として、標識標準の改定版公布前に十分想定される理由で あった。 (継続)</p>	<p>・法規制の制定・改定の際は、関連当局で 内容やタイミングを十分に考慮の上で公 布し、公布後は企業が混乱することなく対 応できるようにして頂きたい。</p>	<p>・標識標準 SJ/T11364-2014</p>
	建産協	(7)	環境対策の突然の実施による生産・出荷中止	<p>・大気汚染や水汚染などの環境問題が深刻化ことにより、当局の指示で、石家 庄の鉄鋼・セメント・ガラスなどの製造メーカーからの出荷・生産が1か月以上 の突然中止となった。</p>	<p>・メーカーへの6か月以上前の事前通達。</p>	<p>・環境保護法</p>
	建産協			<p>・大気汚染や水汚染などの環境問題が深刻化ことにより、塗装や鍍金などの表 面処理メーカーに当局からの工場監査が頻発。監査基準も厳しくなったこと で操業停止となるメーカーが多発したことで、操業できるメーカーでは、コスト アップ・納期遅れが多発。最悪の場合には短期間での転注を実施している。</p>	<p>・メーカーへの6か月以上前の事前通達。</p>	
	日機輸			<p>・2016年12月、上海地区の工場に環境対策関連の政府査察が入り、多くの工 場が1週間前後操業停止となった。 当社関係会社にも査察が入り、それまで指摘のなかった廃気・排水設備の改 善命令が下され、やはり一週間の操業停止を余儀なくされ、急きょ、改善用設 備を導入し操業を再開した。</p>	<p>・中国「環境保護法」の改訂、政府の新たな 環境政策に関する事前のパブコメ募集と、 実施時における公表、周知徹底。</p>	
建産協	<p>・中国国内の環境規制が年々厳しくなっており、コストアップ要因となっ ている。中央政府の方針により突然検査が厳しくなることがあり、実際に段ボール 製造業者、塗装業者は検査をクリアできず操業停止になっている工場が多 くあり、資材調達単価にも影響がある。</p>			<p>・規制自体には問題ないが、ルールの公正 な運用が必要。</p>		
日機輸	<p>・運用実施細則の急な変更 / 現地環境局との緊密な連携。</p>	<p>・環境関連法規</p>				
日機輸	(8)	基準・法律等の制定および施行までの猶予期間不足	<p>・基準・法律等の新規策定・改正により、製品の仕様や設計、材料等に大きな 変更を加えなければならないことがある。このような場合、十分な検討時間が 与えられないと、企業にとって大きな負荷・負担となる。 (継続)</p>	<p>・基準・法律等の新規策定・改正時には、業 界へのインパクトを評価し、製品の仕様や 設計、材料等に変更を伴う場合には十分 な検討期間を与えていただきたい。</p>	<p>・中国「電子電気製品汚染 制御管理弁法」</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22	日機輸			<p>・2016年1月21日 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法が改正公布されたことにより、2016年7月1日生産製品からSJ/T11364-2014での対応が必須となる。対象製品が大幅に拡大したにも関わらず、準備期間が5ヶ月程度である。また、弁法の解釈において不明点も多くあり、中国当局から公布される予定のFAQの発行も遅れている。</p> <p>特に電池については別の電池規制が存在し、一般的にも電器電子製品の対象外と考えられる。</p> <p>(継続)</p>	<p>・法規制の制定・改定の際は、関連当局で内容やタイミングを十分に考慮の上で公布し、公布後は企業が混乱することなく対応できるよう十分な猶予期間をとり、不明点がないようにして頂きたい。</p>	<p>・電器電子製品有害物質使用制限管理弁法</p>
	日機輸	(9)	国際的標準と異なる環境規制の導入	<p>・EUから始まったRoHS(電気電子製品有害物質含有規制)やWEEE(廃電気電子製品指令)、REACH規則などは、類似の法律を他国が取り入れることが多い。その際、要求事項や製品へのマーキングデザインに差異があると、メーカーにとっては多大な負荷・負担となる。</p> <p>&lt; 事例 &gt;</p> <p>- 中国「廃棄電気電子製品回収処理管理条例」 (一部削除)</p>	<p>・新たな法律を制定するにあたっては、既に他国で実施されている類似の法律がある場合、できる限り要求事項等を先行例と統一するよう努力してもらいたい。</p>	
	日化協	(10)	輸入医療機器の臨床試験要求の不合理	<p>・2014年に発布された医療機器登録管理弁法(局令第4号)では輸入医療機器についても臨床試験を求めることが規定された。すでに日本にて市販実績がある製品の申請が、中国にてあらためて臨床試験を実施しなければいけないことを理由に却下された経験がある。</p>	<p>・アジアでは欧米や日本での認証実績をもって自国での臨床試験を免除している国が多いにも拘わらず、中国が先進国の実績を評価せず、承認を取り直すよう求めている。すでに他国において承認実績、市販実績がある製品については他国での臨床評価レポートを受け入れ、中国での臨床試験を免除できるようにして欲しい。</p>	<p>・医療機器登録管理弁法 (局令第4号)</p>
	日機輸	(11)	電子終端製品の排出基準の定義の不明確	<p>・2015年10月の意見募集において「電子工業汚染物排出基準(案)」が提示されたが、その対象企業・生産施設として「電子終端製品electron terminals products」が記載されている。案の3.7項にその定義があり、「PCB組立工程技术を採用した独立した応用機能を有する電子情報製品」とされているが、これはPCBそのものの生産工程がある場合に限定されているのか、それともPCBを製品に組み込むだけの場合も含まれるのか不明である。また、今回の排出基準は一般的な排出基準に比べて大幅に厳しいものとなっているが、これを達成するためにはかなりの設備投資が必要になる。</p> <p>(継続)</p>	<p>・「電子終端製品」の定義として、「PCBの生産工程を含む電子情報製品」としていただきたい。PCBを部品として製品に組み立てるだけの企業は、排水量、排気量は少なく、汚染物の環境負荷量は電子工業以外の業種と比較して決して多いものではないため、一般的な排出基準に留めるようお願いする。</p>	<p>・关于征求国家环境保护标准(电子工业污染物排放标准)(征求意见稿)意见的函(环办函[2015]1585号)</p>
	日機輸	(12)	危険廃棄物処理委託の困難	<p>・2015年の天津爆故以降、化学品・危険品に係る手続きが厳しくなっている。珠海市では、危険廃棄物処理業者の許可証更新手続きが遅延しており、各企業では危険廃棄物の処理委託ができない状況にある。</p> <p>更新手続きが完了して処理開始した業者があるが、まだ処理キャパが不足の状況。</p> <p>(追加、要望変更)</p>	<p>・他地域に搬送しての危険廃棄物処理を実施する場合の行政サポート。</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
22	日化協			<p>・中国では環境規制はますます厳しくなり、企業にとっては環境課題もだんだん増えてきて、困ることがいっぱいとなった。資格の有するに危険廃棄物処理業者に依頼することは基本的な要求だが、一部の地域(KWTの所在地河北省を含む)では、関係の処理施設は足りなくて、買い手の市場となり、処理業者は吹っかけることもあり、処理費用はとて高くコストアップになる。地方それぞれの環境部署は現地の廃棄物処理を優先するという考え方で、余裕がある場合、他地方から危険廃棄物の処理依頼を受けるとする。その結果、他地方への依頼申請は承認まで時間が長く掛かる。</p> <p>・危険廃棄物の処理については、「当局の指定した業者に引き取らせること」という法律および地方人民政府の通達があるが、指定を受けている業者が少ない為、処分が出来ず事業所内に溜まっている状況。</p> <p>・ISO取得のためにISO基準に則った認定処理業者を起用したい現地工場が、認定業者不足のため処理が遅くなったり、高いコストを強いられたいしている。</p>	<p>・関係施設の整備を指導して、危険廃棄物処理能力を拡大させて、市場の需要を満足し、処理費用の下がりを図る。</p> <p>・承認までの手間と時間を減らし、承認より届出にしてもらいたい。</p>	<p>・(河北省危険廃棄物監督管理を強化する若干措置に関する通達)等</p>	
	日機輪				<p>・指定業者を増やす、指定業者の処理能力向上を図って欲しい。</p>	<p>・中華人民共和国固体废物污染环境防治法</p>	
	日鉄連				<p>・ISO認定業者の全国的な増強。</p>		
	日機輪	(13)	VOC処理税徴収の公正化	<p>・大気に揮発性有機化合物(VOC)を排出する企業に対して、処理費用を徴収する方向で政府は検討を進めているが、費用算出基準の合理性を求める。</p>	<p>・現行案では、排出される空気体積で費用が算出されることで、濃度も計算の根拠として入れて欲しい。</p>	<p>・中华人民共和国大气污染防治法</p> <p>・排污费征收使用管理条例</p>	
日機輪	(14)	統一したグリーン製品標準、認証、標識システムの建設	<p>・中国国務院は多種の環境関連標準、認証を統合して、統一したグリーン製品標準、認証、標識システムを建設する意見を公布した。</p> <p>検討状況、今後の日程、関連標準、認証方式等に関して、情報公開と業界への意見徴収が不十分。</p> <p>統合する前に、「環境トップランナー制度」、「エネ効トップランナー制度」、「低炭素製品認証」、「生態設計製品評価」関連標準の制定、トライアル活動等の検討が同時に進められている。既存標準、認証を含めて、統合したグリーン製品標準、認証と似たような内容も多く存在しているため、検討や対応に企業、業界団体、そして政府機関にも負担が掛かり、人力と資源の浪費が生じている。</p> <p>そして、将来、これらの関係は如何なるか不透明で、企業にとって非常に不安がある。</p>	<p>・情報公開と十分な意見徴収をしてほしい。</p> <p>各政府機関が、確実にグリーン製品標準、認証の統一に協力し、将来統一後の標準、認証と重複しそうな標準、認証制度の策定を中止してほしい。</p>	<p>・統一したグリーン製品標準、認証、標識システムを建設する国務院弁公庁意見</p>		
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	時計協	(1)	公証・認証取得の煩雑	<p>・中国政府関係当局に対し委任状、訴訟関連資料等を提出する際に、領事館認証を要求される。領事認証を得るには、大使館に2度出頭するなど煩雑であり、時間を要する。</p> <p>(継続)</p>	<p>・領事認証に代えてアポスティエユの付与のみで足りるようにして欲しい。</p> <p>・現状では、香港・マカオのみ適用範囲となっており、中国本土へ適用拡大を要望する。</p>	<p>・ハーグ条約(外国公文書の認証を不要とする条約)の中国本土への適用拡大</p>
		日機輪	(2)	法規にない行政指導	<p>・社名変更手続き(申請から社名を変更した営業許可証取得まで2か月半を要した)において、社名そのものへの注文、増資検討や定款変更を要求など法令とは別の次元での要求が様々な政府部門から提示される。地域によって、または同じ地域でも管轄する地区によっても当局の見解が異なる(保税区企業の増値税還付の取扱いなど)。</p> <p>(継続)</p> <p>・社名変更手続において、社名そのものへの注文がある。</p>	<p>・法令の中身を曖昧にせず詳細な規定公布と全国及び関係するすべての政府部門への徹底。</p> <p>・法令の中身を曖昧にせず詳細な規定公布。</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23	日機輸	(3)	地方による法規の運用・解釈の不統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険化学品安全管理に関し、同じ法律であっても、所在地の当局毎に、運用や法規制の解釈に大きな差があり、統一した方法で対応できない(個別最適が必要で負担が増加する)。</li> <li>(継続)</li> <li>・危険化学品の安全管理に関し、地方毎に運用や法解釈に大きな差がある。特に天津、青島、大連地区においては、リチウム電池搭載品の輸入際し、それがIATA等において危険物と扱われないボタン電池内臓品であっても審査に多大な時間を要し、輸入手続きが停滞する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方による運用の差をなくして欲しい。</li> <li>・地方による運用の差をなくして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険化学品安全管理条例</li> <li>・危険化学品登記管理弁法</li> <li>・危険化学品安全管理条例</li> <li>・危険化学品登記管理弁法</li> </ul>
	日機輸	(4)	拡大生産者責任制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国務院弁公庁の拡大生産者責任制度推進方案公布に関する通知」が2016年12月25日付で発布された。拡大生産者責任制度は企業の経営活動全体に係るが、政府の制度策定に関する情報公開と意見徴収が不十分なため、関連する企業にとって非常に不安がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実効性のある制度にするために、今後、業界、企業と意見交換しながら、十分に意見徴収した上で、制度を推進してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国務院弁公庁の拡大生産者責任制度推進方案公布に関する通知</li> </ul>
	日機輸	(5)	行政手続の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社の出資者変更に伴い、商務局(外商投資)の批准は取れたが、その後の手続において工商局より出資者(日本)の役員全員の決議書が必要であると言われ、手続が滞っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商務局の批准を取得した場合等、要の部署の批准があった場合はその後の期間の批准も簡素化し早急に承認をいただきたい。</li> </ul>	
	日機輸	(6)	ライセンスロイヤルティの中国からの海外送金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記のやり取りが必要のため、システムを使用しての無形商品Royalty支払い自動化システム(日米欧では導入済)の導入が行えない。</li> <li>- 無形商品の中国から日本へのRoyalty支払い</li> <li>- 弊社からマスターを中国に提供し頒布に対するロイヤルティを契約をベースに回収する場合(具体的にはiWDT(Incソリューション商材)の売上回収など)。</li> <li>- Royalty取引を開始する際に事前に商務省の許可を得る必要がある。具体的には契約書を商務省に提出して許可を得る必要があるため許可に時間がかかる。</li> <li>- 契約に基づいて、実際のRoyaltyの支払いをInc.に行う場合も事前に商務省への説明と許可が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国策として海外送金については厳しく管理する国ではあるが世界標準に合わせて欲しい。</li> </ul>	
	日機輸	(7)	不合理な制度改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しなくてもよいと明記された法律文書が廃止された理由で義務が課されるような適用方法をやめて欲しい。文書で明記して欲しい。(例:外国人 国外での保険料を所得に合算、税務申告)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書にて改訂、明記して欲しい。</li> </ul>	
		日機輸	(1)	法律の実施運用規則の不備・発行遅延・不透明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律などの施行後も、その細則が制定されるまでに時間がかかることが多く、実務面での対応方法がわからず苦慮している。</li> <li>(継続)</li> <li>・上位の法規制が発効しているにもかかわらず、その法律を実際に運用するための下位規則、規制物質リスト、ガイドライン等が公表されるのが遅く、実際の対応が困難。ガイドライン等が出揃って改善されたが、その他は改善されていない。</li> <li>(変更)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律などの施行後速やかな運用規則の制定。</li> <li>・下位規則やガイド等の準備をしてから法律を発効して欲しい。(準備が出来るまでは発効しないで欲しい。)</li> </ul>
24	法制度の未整備、突然の変更					

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24	日機輸			<p>・順守すべき内容・規則として法令・通達がよりどころとなるが、全国での当局の運用を顧みただけに必ずしも運用ルールが文書化されておらず、そのことが全国対応を行う多国籍企業にとっては不便につながるものが存在する。いまだに改善されないケースがある。</p> <p>例えば、2016年9月に杭州に開催されたG20に関する杭州周辺の物流制限について、8月末になっても政府から明確な制限情報が出ておらず、企業間情報交換、もしくは物流業者から非正式な情報を頼らざるを得ない状況になった。物流業務の不安要素となった。</p> <p>(内容、要望ともに変更)</p>	<p>・運用を行う際に、迅速かつ明確な基準・考え方の発信を行う体制を徹底いただきたい。</p>	
	日機輸	(2)	ネット関係法規制整備の遅れ	<p>・ネット関係の法規制整備の遅れ。企業に対する誹謗中傷もしくは社内情報漏洩等に対する法規制の規制枠組みが弱い。</p> <p>(継続)</p>	<p>・ネット関連法制度の整備。</p>	
	日機輸	(3)	個人情報保護関連法の未整備	<p>・ネット上での個人住所の掲載、誹謗中傷に対し、プロバイダーへの掲載差し止めができない場合がある。労働争議や社内不正への対応を行った際の仕返し、脅し等に身の危険を感じる場合もある。</p> <p>(継続)</p>	<p>・個人情報掲載差し止め。</p> <p>・時と場合によるが公安の協力。</p>	
	日機輸 建産協	(4)	法制度・規則の頻繁な突然の変更	<p>・法制度や政策などが、急に変更・改正されたことがある。また、変更・改正の頻度が高い。</p> <p>・外国人就労許可のパイロット政策実施開始： 改正のポイントは高級人材(A類)の流入を奨励し、一般的な人材(B類)の流入をコントロールし、上記以外の人材(C類)の流入を制限することです。2017年4月1日開始ですが、実務運用が見えておらず(実務窓口はまだ情報が無い)、今後の赴任者の選定にも影響を与える可能性がある。</p> <p>・法制度・規則の突然変更により、経営環境が急変し、企業は対応に困ることがある。たとえば、2016年の9月21日に中国交通運輸部、信息化部、公安部、工商総局と質検総局により「超限超載認定基準」を発行し、輸送車両の規格(特に高さ)と最大積載量を定めた。影響として、国際共通40HQコンテナ車は規格違反(高さ)と認定され、一時的に使用不可となった。</p> <p>・安全対応措置について、安全監督局が突然来訪して、2016年9月公布、2017年3月から展開となる粉塵防爆法規に対する確認が実施された。結果として、集塵機等が法規に対して不適合となり、法規を満足できるよう改善の指示を受けた。</p>	<p>・法改正などに関し、外資系企業に十分な事前説明を行ってほしい。</p> <p>・新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施するなど透明性を確保して頂きたい。</p>	<p>・外国人来華工作許可制度パイロット実施法案</p>
	日機輸 自動部品			<p>・法制度・規則の突然変更により、経営環境が急変し、企業は対応に困ることがある。たとえば、2016年の9月21日に中国交通運輸部、信息化部、公安部、工商総局と質検総局により「超限超載認定基準」を発行し、輸送車両の規格(特に高さ)と最大積載量を定めた。影響として、国際共通40HQコンテナ車は規格違反(高さ)と認定され、一時的に使用不可となった。</p> <p>・安全対応措置について、安全監督局が突然来訪して、2016年9月公布、2017年3月から展開となる粉塵防爆法規に対する確認が実施された。結果として、集塵機等が法規に対して不適合となり、法規を満足できるよう改善の指示を受けた。</p>	<p>・条例発信前、業界に対する影響度、実施方法などについてきちんと検討していただきたい。また業界に影響度の高いと見込まれる条例発行の際、企業に対してバッファ期間を与える。</p> <p>・中国では事件が起きた後、その地区だけに再発防止で超法規的な措置がでる。法規を超えた行政措置になっている。</p>	<p>・特定と呼べる準拠法はなし</p>
	日機輸	(5)	法律の実施運用規則の不備・発行遅延	<p>・税務や外貨管理の分野で実施細則の公表が法施行直前になる事例が依然として減っていない。</p> <p>(継続)</p>	<p>・施行前の詳細規定の整備と計画的な実施。</p>	
	日機輸 日機輸	(6)	関係当局・担当者による法制度解釈の不整合・不統一	<p>・税務管轄と税関管轄の法規制間に不整合が生じグレーになっている部分が存在。(増値税還付スキーム他)</p> <p>・法律の表現が明確でなく、税務局、税関、外貨管理局当の部門間、担当者による解釈の違いがあり、取引開始後にトラブルが生じるリスクあり。例えば、一日游での直接取引の可能性の解釈等。</p> <p>(継続)</p>	<p>・部門間や担当者による法的な解釈の違いが起こらないような法整備をお願いしたい。</p>	



区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24	日機輸			・担当者が異なると判断が異なる、同一事象でも地域が異なると判断が異なる、などのケースが多く、確認・リスク回避に多大な時間と労力を要する。 例：輸出加工区出荷の場合の税還付解釈の地域間格差、納税解釈の税務担当者間格差 (継続)	・部門間や担当者による法的な解釈の違いが起こらないような法整備をお願いしたい。	
	日機輸			・税法などの法律問題について、実務の問い合わせに対して当局はせいぜい口頭で回答し、担当者・責任者が変わると問題が生じかねない。 (継続)	・部門間や担当者による法的な解釈の違いが起こらないような法整備をお願いしたい。	
	日機輸			・規制の改定が行われても、地域間で運用に差が見られる。所轄部署による差もある。 (継続)	・部門間や担当者による法的な解釈の違いが起こらないような法整備をお願いしたい。	
	日鉄連	(7)	法律の実施・運用の地域格差・不統一	・例：営業税から増徴税に変更するにあたり、海外売上100%のコンサルティングサービスに対しては免税との規定がある。この規定の運用が地域毎に違い、ある地域では免税とされていたものが、突如免税不可となり、遡及して納税するよう求められた。	・制度運用の透明化。	
	自動部品	(8)	法案策定手続の不透明	・政府関係機関による起案が突然廃案となった。 2014年に国家知的産権局から「職務発明条例草案」のパブコメ版が発表された。当該「職務発明条例草案」には、企業にとって非常に不利となる規定が多数含まれていて、職務発明者が企業に対し相当な額の奨励・報酬の支払を求める訴訟・紛争が激増する可能性があることが判明。本社知財部門、法務、現地の顧問弁護士と一緒に草案に対する曙光版の職務発明規定を作成した。しかし、2016年に当局による措置で、この草案は廃案になったことが分かり、この規定策定までに非常に多くの工数がかかった。	・政府関係機関は事前にしっかりと起案をして、一般社会に公表した以上、履行をすべき。 中国の場合、多くの法規が沢山であることから、外資企業にとっては選別をすることが非常に厳しいと感じる。	・職務発明条例草案
25 政府調達	日機輸	(1)	WTO政府調達協定への未加盟	・GPA協定加盟の動向・目的が不明瞭である(国営企業を除く等、対象範囲の特定を希望)。 (継続)	・最新情報の確認とご提供をいただきたい。	
	日機輸	(2)	政府調達政策と自主创新政策との関係不明確	・「政府調達政策」と「自主创新」に絡む規則が複雑である。 (継続)	・最新情報の確認とご提供をいただきたい。	
	日機輸	(3)	入札制度の形骸化	・設備の入札において、入札自体が形骸化しており、費用・時間の無駄が生じている。或いは公正を著しく逸している場合がある。具体的には、落札後の価格交渉が常態化していること、買い手の意に沿わない落札結果の場合に一方的なやり直しがあることなど、一連のルールとフローが不明確である。 2014年に続き昨年も大きな変化は無く、改善は見られない。設備購入決定後に、入札実施が決まった場合もあり、ルールが不明確な状態が続く。(2017年1月時点) (継続)	・国際ルールに照らした入札規則として明文化(人治的な判断の余地を排除)し、買い手側の義務と責務も明確にして頂きたい。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
25	日機輸	(4)	政府購買に係る過大な資料要求	<p>・製品を政府購買品のリストに掲載するための年に1回の政府購買品リスト更新時、中国政府・当局は外国のメーカーに様々な証明書の提出を要求している。昨年まで年2回(上期分・下期分)の関係資料提出要求であったが、今年からは上期分を有効として下期分の提出不要(必要な資料提出は年1回に変更)とする改善が図られた。</p> <p>特に、下期の提出時期については、年末年始休暇で実営業日が少なく締切までの対応が厳しかったが、上述の通り上期分の対応のみとなったため、昨年要求していた受付期間延長は不要となった。一方、政府購買リストへ参加する際に提出要求される書類資料は次の通りで、昨年同様過剰と考えられる状況が継続している。</p> <p>&lt; 提出要求書類 &gt;  日本の法務局発行の「現在事項全部証明書」  「代表者証明書」  「弁護士意見書」  上記3点の書類の公証人公証  在日本中国大使館による認証  (内容、要望ともに変更)</p>	<p>・提出する証明書は、法務局発行の公的証明書である「現在事項全部証明書」、「代表者証明書」に限ってもらいたい。</p>	<p>・政府調達国内製品管理法(未公布)の第三条、第六条、第七条、第八条  ・政府調達輸入製品管理法</p>	
26	その他	日機輸	(1)	腐敗	<p>・贈収賄、接待等への規制が強化される一方で、地方では相変わらず贈答品の要求や、当社製品の提供、格安な価格指定による要求が後を絶たない。  (継続)</p>	<p>・政府部門の更なる規制、企業への実態調査の実施を求めたい。</p>	
		日機輸	(2)	値差返金が困難	<p>・グループの集中契約価額で材料仕入、加工先に市場価額で供給後、加工品を在華工場に販売。値差の一部を工場に還元することができない。  (継続)</p>	<p>・香港、マレーシア、日本など同じような仕組で対応してほしい。</p>	
		日機輸	(3)	中国国家政策の外資企業への周知不十分	<p>・製造業大手として「中国製造2025」に非常に興味があるが、その公式情報による内容公開や一般的な分析では理解が不十分。  (継続)</p>	<p>・政策担当部門と直接的な交流会の実施。</p>	
		日機輸			<p>・13次五ヵ年計画など国家重要政策について、中央政府の担当者が地方や外国まで出向いて中身を説明している。我社でも政府の考えをよく理解し、方針に沿って中国に貢献したいので、直接政府の話を聴いて政策の内容を深く理解したい。  (継続)</p>	<p>・政府主催の外資大手向け政策勉強会の実施。  ・政府経済担当との定期交流会の実施。</p>	
		日機輸	(4)	抗日ドラマが多すぎる	<p>・抗日ドラマが多すぎて、デタラメな内容も目立ち、日本の国家イメージを著しく毀損している。それによって、日系企業に不利益がもたらしている。</p>	<p>・抗日ドラマの制限、内容の審査。</p>	
		日機輸	(5)	大気汚染対策の不十分	<p>・大気汚染が深刻であり、赴任者の健康被害が懸念される。</p>	<p>・大気汚染軽減への対策を加速させてほしい。</p>	
		日製紙	(6)	中国道路交通安全法による、車両本体高さ制限規程	<p>・現在中国向けに40ft HQコンテナにて原紙輸出を行っている。  2016年の中国道路交通安全法改正により、車両本体高さは4.0m超不可の高さ制限規程が出来た為、40ftHQコンテナでは出荷不可となる。HQコンテナによる輸送は一般的かつ国際的な手法であり、規制による物流への深刻な影響が懸念される。</p>	<p>・制限規定は廃止を願う。</p>	<p>・中国道路交通安全法</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
26	建産協	(7)	市況変動の大幅変動	・政府による能力削減政策もあり、多くの輸出製品の基本となる鉄や樹脂などの材料が急激な値上がりとなっており、中国からの輸出競争力がなくなっている。段ボールについては、値上がりだけではなく供給も不足しており納期にも影響が出ている。	・政府主導による市況の安定化。	
	電線工	(8)	売上債権回収の遅滞	・特に、工場建設資機材に掛かる債権の回収が非常に滞った経験がある。未だに一部ではそのような情報も聞き及ぶ。	・商取引の適正化・迅速化。	